

明治天皇聖蹟

兵
庫
縣

兵庫県立図書館

☎ 078-918-3366



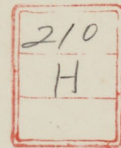
105667554

K291.64
10
12

明治天皇聖蹟



03734



凡 例

一、本輯收むる處は兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調査會が昭和九十兩年度に於て遂行せし縣下に於ける 明治天皇聖蹟調査の報告なり。

一、調査並びに報告はその中心を御遺蹟に置き、各聖蹟毎に項を立て一項目を以て記述を完結せしむる事とせり。従つて同一の行幸に關する聖蹟にありてはその記述重複する嫌あるも敢て之を避けざりき。

一、行幸の御事蹟に關しては固より正確を期せるも細目に互りて記述することは行幸錄にあらざるを以て敢て之を爲さず専ら簡潔を旨とせり。

一、排列は行政區劃市郡別に據りその後は時間的順序に従へり。

一、今回の調査及び本輯の刊行に當りて關係官衙並びに有志の助力を受けしもの甚だ多かりき。就中公刊明治天皇御紀編修委員會編纂長文學博士三上參次氏より御事蹟調査に關し特別の配慮を賜はれることは特に記して感謝の意を表せざるべからず。

一、本書題簽は特に乞ふて京都市下御靈神社社司出雲路通次郎氏の執筆を得たり。

是亦特記して感謝する處なり。

一、卷末に附録として收載せし行幸年表は明治天皇聖蹟保存會謹輯に成る明治天皇行幸年表に基き本縣に關係ある行幸の御行程の概要を抄録せしものなり。

一、今回の調査及び本輯の刊行は囑託武藤誠専ら事に當り調査會委員魚澄惣五郎吉井太郎置鹽章伊藤八郎の四氏その一部を分擔せり。

昭和十一年三月

目次

神戸市

明治天皇兵庫御上陸地	一頁
明治天皇兵庫縣廳行在所	五
明治天皇神戸郵便局御小休所	一一
明治天皇神戸驛御小休所	一五
明治天皇對賓館行在所	二一
明治天皇臨幸所兵庫縣廳	二九
明治天皇臨幸所神戸師範學校	三三
明治天皇臨幸所神戸地方裁判所	三七
明治天皇神戸税關御小休所	三九
明治天皇神戸行在所	四三

明治天皇西須磨御小休所	六五
明治天皇神戸税關監視部御小休所	六九
明治天皇行幸所舊岩倉公邸建物	七九
姫路市	

明治天皇姫路行在所	八五
明治天皇姫路偕行社行在所	九一
明治天皇城北練兵場御野立所	九七
明治天皇被服倉庫内御野立所	一〇一

明石市

明治天皇明石行在所	一〇五
明石郡	
明治天皇大久保御小休所	一一一

明石郡

明治天皇山田字舞子御小休所	一一五
明治天皇舞子大本營	一一九
明治天皇古郷御野立所	一三七
加古郡	
明治天皇加古川行在所	一四一
明治天皇土山御小休所	一四七
明治天皇氷丘御野立所	一五一

印南郡

明治天皇阿彌陀御小休所	一五五
飾磨郡	
明治天皇御着御小休所	一六一
明治天皇上鈴御野立所	一六五

明治天皇山脇御講評所	一六七
揖保郡	

明治天皇正條行在所	一六九
明治天皇鵜御小休所	一七五
明治天皇山田御小休所	一七九
赤穂郡	

明治天皇梨原御小休所	一八五
明治天皇西有年御野立所	一八九
明治天皇東有年御小休所	一九一
明治天皇入野御小休所	一九九

挿圖目次

第一圖	明治天皇兵庫御上陸地附近舊狀略地圖（兵庫縣記錄）	二
第二圖	御召艦龍驤（海軍有終會編帝國軍艦寫真集圖版復寫）	三
第三圖	明治天皇兵庫縣廳行在所附近舊狀略地圖（兵庫縣記錄）	六
第四圖	創建當時の湊川神社	八
第五圖	開業當時の汽車（神田兵右衛門氏所藏寫真復寫）	一七
第六圖	明治天皇行在所對賓館舊狀（臺灣銀行神戸支店時代）（臺灣銀行神戸支店所藏寫真復寫）	二三
第七圖	御召艦扶桑（海軍有終會編帝國軍艦寫真集圖版復寫）	二四
第八圖	兵庫縣廳及神戸師範學校附近地圖	二五
第九圖	明治天皇臨幸記念碑	三〇
第十圖	神戸税關舊廳舍（神戸税關沿革略史圖版復寫）	三四
第十一圖	明治十年現在神戸港第一波止場平面圖（神戸税關記錄）	四〇
第十二圖	明治天皇神戸行在所（宮内省御用邸）附近地圖（神田兵右衛門氏所藏明治廿四年神戸市地圖復寫）	四六
第十三圖	行在所建札御下賜達書（專崎正明氏謹藏）	五一
第十四圖	御召艦浪速（海軍有終會編帝國軍艦寫真集圖版復寫）	五三

第十五圖	御召艦高千穂（海軍有終會編帝國軍艦寫真集圖版復寫）	五三
第十六圖	明治二十三年神戸港沖に於ける觀艦式諸艦排列圖（兵庫縣記錄）	五四
第十七圖	御召艦富士（海軍有終會編帝國軍艦寫真集圖版復寫）	六〇
第十八圖	明治天皇西須磨御小休所附近地圖（陸地測量部二萬五千分一地圖分載）	六五
第十九圖	同 右 御部屋割圖（兵庫縣記錄）	六六
第二十圖	神戸稅關舊監視部廳舍位置	七〇
第二十一圖	同 右 舊狀	七一
第二十二圖	御召艦淺間（海軍有終會編帝國軍艦寫真集圖版復寫）	七三
第二十三圖	酒肴料御下賜達書及御下賜金包紙（神戸稅關謹藏）	七五
第二十四圖	明治天皇姫路行在所及偕行社行在所及被服倉庫內御野立所附近地圖 （陸地測量部二萬五千分一地圖分載）	八六
第二十五圖	本德寺本堂（昭和十一年三月撮影）	八七
第二十六圖	姫路偕行社行在所御使用用品（姫路偕行社謹藏）	九四
第二十七圖	御膳水井戸（射楯兵主神社神水井戸）（昭和九年十一月撮影）	九五
第二十八圖	城北練兵場觀兵式狀況（「振武餘光」圖版復寫）	九七
第二十九圖	特別大演習觀兵式式場略圖（兵庫縣記錄）	九八
第三十圖	被服倉庫內御賜宴場配置圖（師團司令部經理部記錄）	一〇一

第三十一圖	同 右 狀況（「振武餘光」圖版復寫）	一〇三
第三十二圖	明治天皇明石行在所光明寺附近地圖（陸地測量部二萬五千分一地圖分載）	一〇六
第三十三圖	同 右 御建札	一〇八
第三十四圖	明治天皇大久保御小休所附近地圖（陸地測量部二萬五千分一地圖分載）	一一二
第三十五圖	明治天皇舞子字山田御小休所附近現狀（昭和十一年三月撮影）	一二六
第三十六圖	明治天皇舞子大本營（住友別邸）附近地圖（陸地測量部地圖）	一二〇
第三十七圖	同 右 正門狀景（「振武餘光」圖版復寫）	一二二
第三十八圖	明治天皇古郷御野立所附近地圖（陸地測量部二萬五千分一地圖）	一二八
第三十九圖	古郷御野立所に於ける御統監狀況（「振武餘光」圖版復寫）	一三九
第四十圖	明治天皇加古川行在所附近地圖（陸地測量部二萬五千分一地圖分載）	一四二
第四十一圖	同 右 御部屋割圖（兵庫縣記錄）	一四三
第四十二圖	御使用用品御下賜の達書（山路芳夫氏謹藏）	一四四
第四十三圖	明治天皇土山御小休所附近地圖（陸地測量部二萬分一地圖分載）	一四八
第四十四圖	同 右 御部屋割圖（兵庫縣記錄）	一四九
第四十五圖	明治天皇氷丘御野立所附近地圖（陸地測量部二萬五千分一地圖分載）	一五一
第四十六圖	明治天皇阿彌陀御小休所附近地圖（陸地測量部二萬五千分一地圖分載）	一五六

第四十七圖	明治天皇阿彌陀御小休所御部屋割圖 (兵庫縣記錄)	一五七
第四十八圖	地藏院本堂 (右手玄關は御車を寄せられし處) (昭和九年九月撮影)	一五八
第四十九圖	明治天皇御着御小休所・上鈴御野立所及山脇御講評所附近地圖 (陸地測量部二萬五千分ノ一地圖分載)	一六三
第五十圖	明治天皇御着御小休所延命寺境内舊狀平面圖 (改築前) (延命寺記錄)	一六三
第五十一圖	山脇御講評所狀況 (〔振武餘光〕圖版寫眞)	一六七
第五十二圖	明治天皇正條行在所附近地圖 (陸地測量部二萬五千分ノ一地圖分載)	一六九
第五十三圖	同 右 御部屋割圖 (兵庫縣記錄)	一七〇
第五十四圖	同 右 御使用品	一七三
第五十五圖	明治天皇鴈御小休所附近地圖 (陸地測量部二萬分ノ一地圖分載)	一七五
第五十六圖	同 右 建物所在地附近地圖 (同 右)	一七六
第五十七圖	明治天皇山田御小休所附近地圖 (同 右)	一七九
第五十八圖	同 右 御部屋割圖 (兵庫縣記錄)	一八〇
第五十九圖	同 右 御使用品 (山田喜三三氏謹藏) (昭和九年十月撮影)	一八三
第六十圖	明治天皇梨ヶ原御小休所及船坂峠附近地圖 (陸地測量部地圖縮寫分載)	一八五
第六十一圖	山陽街道船坂峠兵庫岡山縣界 (昭和九年八月撮影)	一八七

第六十二圖	明治天皇梨ヶ原御小休所御使用御卓子 (大圓寺謹藏) (昭和九年八月撮影)	一八八
第六十三圖	明治天皇西有年御野立所附近地圖 (陸地測量部五萬分ノ一地圖分載)	一八九
第六十四圖	明治天皇東有年御小休所附近地圖 (同 右)	一九一
第六十五圖	同 右 建物現存位置附近地圖 (同 右)	一九三
第六十六圖	御下賜金包紙及御小休所建札御下賜達書 (柳原逸郎氏謹藏) (昭和十一年三月撮影)	一九四
第六十七圖	御小休所建札 (同 右)	一九五
第六十八圖	明治天皇東有年御小休所御膳水井 (龜谷宅内) 及水質試驗札 (昭和九年八月撮影)	一九六
第六十九圖	明治天皇入野御小休所及同御小休所建物現存位置附近地圖 (陸地測量部五萬分ノ一地圖)	一九九

圖版目次

- 第一 明治天皇聖蹟地圖
- 第二 明治天皇兵庫御上陸地附近現狀地圖
- 第三 (上) 明治天皇御上陸地記念碑建設地 (昭和十一年二月撮影)
- (下) 明治天皇行在所兵庫縣廳舊廳舍 (兵庫裁判所時代) (神戸古今の姿圖版復寫)
- 第四 明治天皇兵庫縣廳行在所御部屋割圖 (兵庫縣記錄)
- 第五 (上) 明治天皇神戸驛御小休所 (神戸驛舊廳舍現保線區事務所) 建物現狀 (昭和十一年三月撮影)
- (下) 同 右 正面
- 第六 明治九年現在神戸停車場平面圖 (日本鐵道史) 挿圖復寫)
- 第七 明治天皇神戸驛御小休所舊神戸驛廳舍平面圖
- 第八 神戸驛に於ける京神間鐵道開業式々場略圖
- 第九 (上) 明治天皇臨幸所兵庫縣廳舊廳舍 (和田陽三氏所藏寫眞復寫)

- (下) 同 右 神戸師範學校 (兵庫縣師範學校時代) (御影師範學校五十年史圖版復寫)
- 第十 (上) 明治天皇臨幸所神戸地方裁判所廳舍全景
- (中) 同 右
- (下) 同 右 前景
- 第十一 同 右 平面圖
- 第十二 (右) 神戸御用邸趾記念碑 (三菱倉庫株式會社神戸支店內) (昭和十一年二月撮影)
- (左) 神戸御用邸内石倉現狀 (同 右) (同 右)
- 第十三 同 右 舊狀平面圖
- 第十四 同 右 現狀實測平面圖
- 第十五 同 右 建物舊狀平面圖 (神戸行在所專崎邸御部屋割圖) (兵庫縣記錄)
- 第十六 (上) 明治天皇西須磨御小休所 (直井邸) 現狀 (昭和八年撮影)
- (下) 同 右 御座所 (同 右)
- 第十七 (上) 同 右 記念碑 (同 右)

第十八 (上) 同 現狀平面圖
(下) 明治天皇西須磨御小休所(直井邸)附近舊狀(神戸古今の姿)圖版復寫)

第十九 (上) 明治天皇神戸税關監視部御小休所(舊監視部廳舎)現狀
(昭和十一年三月撮影)

(下) 同 内部現狀(明治三十六年御小休の室)
(同)

第二十 (上) 同 (明治四十一年御小休の室)
(同)

(下) 同 明治四十一年御小休の際御使用の品
(同)

第二十一 同 舊狀實測平面圖

第二十二 (上) 明治天皇行幸所舊岩倉公邸建物現狀(昭和十一年三月撮影)

(下) 同 行幸の間(同)

第二十三 同 現狀平面圖

第二十四 北蓮造書伯謹作「岩倉邸行幸」(明治神宮外苑聖德記念繪畫館壁畫復寫)

第二十五 (上) 明治天皇姫路行在所御座所(本徳寺書院)現狀
(昭和十一年三月撮影)

(下) 同 内部
(同)

第二十六 (上) 明治天皇姫路行在所御車寄舊狀(昭和九年九月撮影)

(下) 同 記念碑(昭和十一年三月撮影)

第二十七 (上) 同 御座所(本徳寺書院)舊狀(再築以前)

(下) 同 建札及御下賜品(本徳寺謹藏)

第二十八 同 御部屋割圖(兵庫縣記録)

第二十九 同 現狀平面圖

第三十 同 御座所(本徳寺書院)現狀平面圖

第三十一 (上) 明治天皇姫路偕行社行在所現狀全景(昭和九年九月撮影)

(下) 同 背面(同)

第卅二	(上)	明治天皇姫路偕行社行在所御座所	(昭和九年九月撮影)
	(下)	同	御次間 (同)
第卅三	同	右	御部屋割圖 (師團司令部記録)
第卅四	同	右	現狀平面圖
第卅五	(上)	明治天皇姫路城北練兵場御野立所記念樹及記念碑	(昭和九年九月撮影)
	(下)	明治天皇被服倉庫内御野立所記念樹及記念碑	(同)
第卅六	(上)	明治天皇明石行在所 (光明寺) 山門	(昭和九年九月撮影)
	(下)	同	玄關 (同)
第卅七	(上)	同	右 御座所光明寺書院 (同)
	(下)	同	右 庭園 (同)
第卅八	同	右	御部屋割圖 (兵庫縣記録)
第卅九	同	右	現狀平面圖

第四十	(上)	明治天皇大久保御小休所 (安藤邸) 現狀	(昭和九年九月撮影)
	(下)	同	御座所 (同)
第四十一	同	右	御部屋割圖 (兵庫縣記録)
第四十二	同	右	御座所 (安藤邸聖蹟記念館) 現狀平面圖
第四十三	明治天皇舞子山田御小休所御部屋割圖	(兵庫縣記録)	
第四十四	(上)	明治天皇舞子大本營 (元有栖川宮御別邸現住友別邸) 現狀全景	(昭和九年九月撮影)

第四十五	(下)	同	右 御座所 (同)
	(上)	同	右 よりの眺望 (同)
	(下)	同	右 表門 (同)
第四十六	(上)	同	右 御車寄 (同)
	(下)	同	右 史蹟標識 (昭和十年十月撮影)
第四十七	同	右	敷地現狀平面圖
第四十八	同	右	建物現狀平面圖

- 第四十九 明治天皇古郷御野立所現狀 (昭和九年九月撮影)
- 第五十 (上) 明治天皇加古川行在所(山脇邸)玄關 (同 右)
- (下) 同 御座所 (同 右)
- 第五十一 (上) 同 御建札 (同 右)
- (下) 同 記念碑(山脇邸庭園) (同 右)
- 第五十二 同 現狀平面圖 右
- 第五十三 (上) 明治天皇土山御小休所(増田邸)現狀 (昭和九年九月撮影)
- (下) 同 御座所 (同 右)
- 第五十四 同 現狀平面圖 右
- 第五十五 (上) 明治天皇氷丘御野立所現狀 (昭和九年九月撮影)
- (下) 氷丘山遠望
- 第五十六 (上) 明治天皇阿彌陀御小休所(地藏院書院)現狀 (昭和九年撮影)
- (下) 同 記念碑 (同 右)
- 第五十七 同 現狀平面圖 右

- 第五十八 (上) 明治天皇御着御小休所(延命寺書院)御座所 (昭和九年九月撮影)
- (下) 同 記念碑 (同 右)
- 第五十九 同 現狀平面圖 右
- 第六十 同 御座所現狀平面圖 右
- 第六十一 (上) 明治天皇上鈴御野立所現狀 (昭和九年九月撮影)
- (下) 同 遠望 (同 右)
- 第六十二 (上) 明治天皇山脇御講評所現狀 (同 右)
- (下) 明治天皇上鈴御野立所眺望(播磨平野を望む) (同 右)
- 第六十三 (上) 明治天皇正條行在所(井口邸)現狀全景 (昭和九年十月撮影)
- (下) 同 御座所 (同 右)
- 第六十四 同 現狀平面圖 右
- 第六十五 (上) 明治天皇鷗御小休所(元大西邸現三木邸)入口 (昭和九年十月撮影)
- (下) 同 現狀外觀 (昭和十一年三月撮影)
- 第六十六 (上) 同 御座所(現丸山邸)現狀 (昭和九年十月撮影)

- (下) 明治天皇鷓御小休所御座所(現丸山邸)外觀 (昭和九年十月撮影)
- 第六十七 同 右 御部屋割圖(元大西邸舊狀) (兵庫縣記錄)
- 第六十八 同 現狀平面圖
- 第六十九 同 右 御座所現狀平面圖
- 第七十 (上) 明治天皇山田御小休所(山本邸)外觀 (昭和九年十月撮影)
- (下) 同 右 御座所及御使用品 (同 右)
- 第七十一 同 現狀平面圖
- 第七十二 (上) 明治天皇梨ヶ原御小休所記念碑 (昭和九年八月撮影)
- (下) 明治天皇西有年御野立所記念碑 (同 右)
- 第七十三 同 右 御部屋割圖(兵庫縣記錄)
- 第七十四 (上) 明治天皇東有年御小休所現狀 (昭和九年八月撮影)
- (下) 同 右 の展望 (同 右)
- 第七十五 (上) 明治天皇東有年御小休所建物現狀 (現小川邸)
- (昭和九年八月撮影)

- (下) 同 右 御座所 (同 右)
- 第七十六 同 右 御部屋割圖(元柳原邸平面圖) (兵庫縣記錄)
- 第七十七 同 右 御座所(現小川邸)現狀平面圖
- 第七十八 (上) 明治天皇入野御小休所現狀 (昭和九年八月撮影)
- (下) 同 右 建物現狀(若狹野村々役場) (同 右)
- 第七十九 同 右 御部屋割圖(兵庫縣記錄)

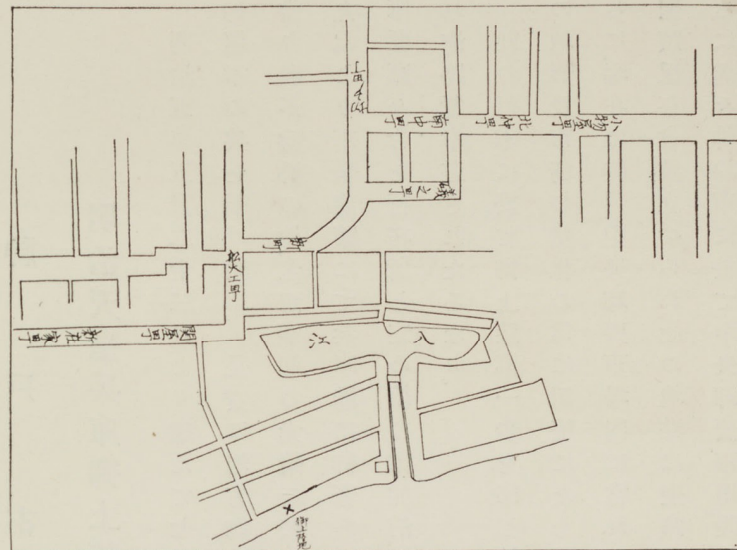
神戸市

明治天皇兵庫御上陸地

〔圖版第二十三〕

明治五年五月二十三日より越えて七月十二日に到る五旬に互り近畿・中國・九州御巡幸の典を挙げ給ふ。是實に地方御巡幸の嚆矢なりとす。而して此の行幸に當り我が兵神の地、聖駕奉迎の光榮を擔へり。何の幸か之に如かん。即七月六日丸龜より軍艦龍驤にて兵庫港に御著あらせられ直ちに御上陸、神戸坂本村なる兵庫縣廳々舎を行在所と定め給ひ御駐泊、越えて十日迄御駐蹕あり、再び軍艦に召され海路還幸遊されたるなり。

此の行幸に於て御上陸第一步を印し給へる記念すべき地點に就きては、その後の地形及市街の變化の爲に明瞭になし得ざる憾あるも、實見者の記憶等を綜合するに、現在の神戸中央卸賣市場内に當れり。既に早く縣社和田神社氏子によりて聖蹟保存會設立せられ、此の地點に聖蹟保存及記念の施設をなすべき議あり。然るに偶々神戸市に於て中央卸賣市場設立の事あり、此の地點がその敷地の中央に



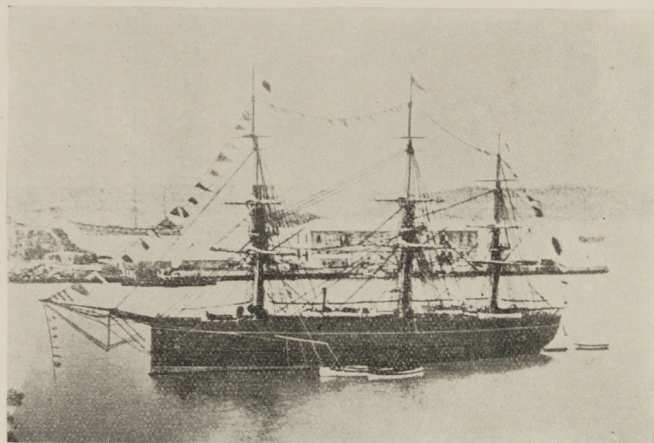
第一圖 明治天皇御陸上庫兵附近舊狀略地圖 (縣吏記)

當るを以て止むなく原地點に於ける聖蹟保存計畫を變更し、南方や、西方に偏して約二百三十米を隔つる兵庫區出在家町市電中の島停留所濱側の二百餘坪の空地を擇び此處に御上陸記念碑を建設する事となれり。今明治天皇御上陸遺蹟之碑建設地と墨書せる高さ一丈餘の假標柱を立て敷地内に植樹をなし準備をすゝめつゝあり。

當日御着艦御上陸前後の次第に關しては當時宮内少丞たりし兒玉愛二郎氏が後日謹記し印行せる「隨行私記」に詳し。依て左に抄録せん。

六日 晴 午前三時九龜御發鑾行在所ヨリ御

乘馬供奉ノ輩ハ徒歩扈從ス林參事先驅ヲナス、新堀波止場ニ於テ端船ニ乘御、縣官ハ此所ニ於テ奉迎ス、艦長ハ各端船ヲ撈キ御船ヲ護衛ス、四時龍驤艦ニ移御、飾旗祝砲等式ノ如シ、五時御發鑾春日艦教導ヲナス、播洋平波席ノ如ク速力矢ヨリモ駛シ午後二時明石舞子ヲ左舷ニ見テ航行三時四十分兵庫港御着艦先發ノ鳳翔雲揚孟春第一丁卯ノ四艦飾旗ヲナシテ奉迎ス、在港ノ米國軍艦コルラド亦飾旗等式ニヨツテ奉祝ス、兵庫縣令神田孝平權參事櫻田親義其他縣官同所波止場ニ奉迎、大阪鎮臺司令官陸軍少將四條隆調臺兵ヲ率ヒ岸上ニ整列奉迎ス。同所ヨリ御乘馬供奉ノ輩ハ徒歩扈從ス櫻田權參事先驅ヲナス、島ノ上町ヨリ湊川橋通御人民市街ニ輻湊シ内國人ハ拍手拜禮外國人ハ帽ヲ舉ゲテ奉祝ス、五時二十



第二圖 御召艦龍驤

分神戸行在所縣廳ヲ以テ之ニ充ツ御着四條少將ハ臺兵ヲ率ヒ此地ノ警備ヲナス夜ニ入り碇泊ノ艦船數千ノ球燈ヲ點ジ烟火ヲ揚グ外國艦亦種々ノ燈ヲ點ジ烟火ヲ揚グ奉祝ス。

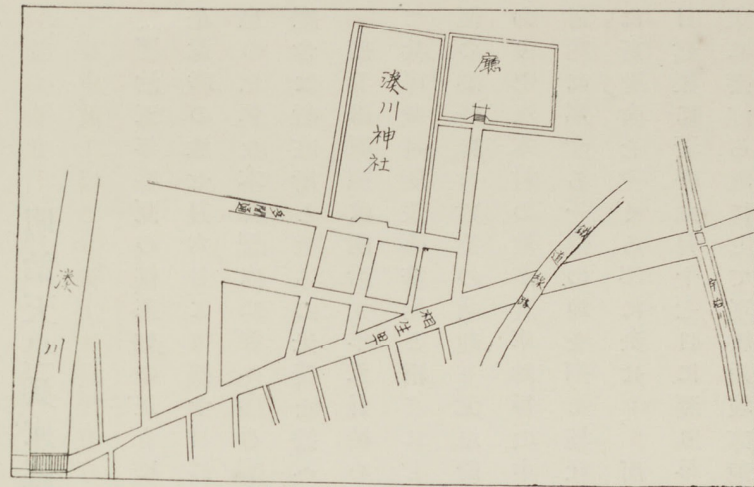
一讀當日の御模様を髣髴するを得べし。尙御召艦より端舟へ移御ありしは午後四時、兵庫波止場御上陸は四時三十分と記録せらる。又四條陸軍少將の率ゐたる臺兵は歩兵三大隊騎兵二十騎なりき。

明治天皇兵庫縣廳行在所

〔圖版第三十四〕

明治五年盛夏の候、五旬の長きに互りて近畿中國九州の御巡幸を行はせ給ひ、海路還幸の途七月六日より同十日に到る五日間神戸に御駐輦遊されたり。明治天皇の聖駕を本縣管内に迎へ奉る事此の行幸を以て嚆矢となす。此の時兵庫縣廳舎は行在所と成るの光榮を擔へり。

抑兵庫縣廳は明治元年五月始めて兵庫縣の設置ありし時は兵庫切戸町に在りて兵庫裁判所假事務局と稱されしが、其の後日ならずして廳屋の狹隘と地利の不便の爲新廳舎建造の議起り、元尼崎藩主櫻井遠江守の領地にして豫て上地せしめありし坂本村の地が兵庫神戸の中央に位し地形高燥且居留地及雜居地に近く、又村内に屬する一部の地を劃し楠社造營の豫定ある等地利甚だ便なるを以て此處に新廳舎を設くる事に決せり。而して同年六月廿五日敷地地衡しの工成るや、即日建築に著手、九月十七日に到り早くも落成を告げたり。その位置は湊川神社の東に接する地にして現神戸地方裁判所の所在地に當る。新廳に屬する地坪は五

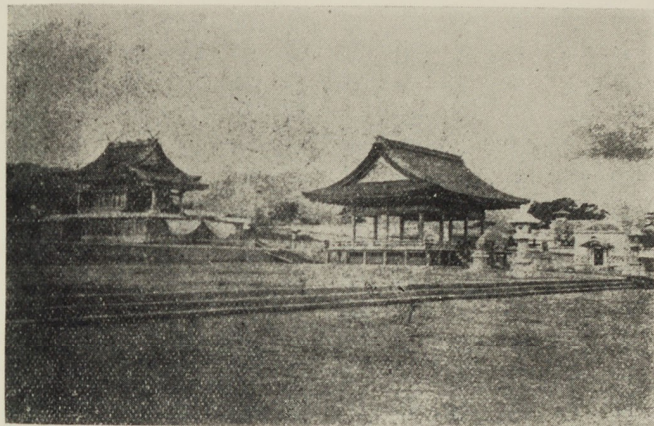


第三圖 明治天皇兵庫縣廳所在附近舊狀略地圖 (兵庫縣廳記)

千四百八十坪五合五勺にして内建坪七百九十五坪あり。家屋構造は平屋日本建にして席を敷く事四百八十疊、四圍に塙壁を圍らす事二百六十間なりき。是爾來五年間即明治六年五月に到る迄廳舎たりし建物にして此の間行在所たるの光榮に浴せるなり。六年五月北長狹通に新に廳舎成り移轉するや司法省の所管に移され、前年九月新に設けられし兵庫裁判所の廳舎となれり。

御駐輦當時の御模様を略述せんに七月六日丸龜より軍艦龍驤に駕して兵庫港に御安著あり、五月二十三日帝都を御發輦あつてより實に四十三日を経、海陸

長途の御旅行を終へさせ給ひしに 聖容聊かも變らせ給ふ事なく御機嫌益麗しく、兵庫波止場より御上陸、官民歡呼して奉迎する中を御乗馬にて當行在所に著御遊されたり。此夜供奉軍艦より烟花を發し且當港碇泊の外舶も亦花燈を點じ烟花を發するを觀臺より天覽遊されたり。翌七日は終日行在所に御駐蹕遊され、朝七時、七夕の佳節に付供奉官員奏任以上に參賀拜謁仰付られ、ついて縣令神田孝平、權參事櫻田親義七等出仕高橋信義に拜謁を仰付られたり。翌八日は朝七時兵庫縣廳事務所へ臨御あり、事務取扱を天覽遊され縣令より管内概見表を上れり。次で縣官一同及當縣學校御雇リユトロクワへ酒肴料を、又警衛のため出張の大阪鎮臺歩騎兵へ菓子料を御下賜の御沙汰ありき。此日午前八時湊川神社へ臨御の御豫定なりしも風雨激甚なるにより卒かに御取止めを仰出され、代りに侍從堤正誼を御差遣あり、幣帛料金一封及宣命を供へしめ給へり。^(註)此の夜十時御發艦の御豫定も同じく風雨に付御延引仰出され、翌九日正午に到り雨晴れ風収るに及びて明十日曉二時御發輦三時御發艦の旨御治定遊されたり。而して御豫定の如く十日早曉行在所御發輦、軍艦龍驤に御乗艦あつて一路東京へ向ひ還幸の途に就かせ



第四圖 創建當時の湊川神社

給へり。御發艦前後の御模様は「隨行私記」に左の如く記載しあり。

十日 快晴午前二時神戸御發艦行在所ヨリ御乗馬供奉ノ輩ハ徒歩扈從ス神戸港波止場ニ於テ端船ニ乗御縣官ハ此所ニ於テ奉送ス、各艦長ハ各端船ヲ榜キ御船ヲ護衛ス、是ヨリ先キ供奉ノ艦隊兵庫港ヨリ回港シテ乗御ヲ待ツ、三時龍驤艦ニ乗御各艦飾旗等式ノ如シ祝砲ハ發セズ三時四十分御發艦春日艦教導ヲナス、七時三十分由良ノ海峡通航十二時日ノ岬ニ到ル、五時檜野岬燈臺ヲ北東ニ望ム、此夜御艦紀勢志ノ海洋通航、風順波平ニシテ航行尤駛シ。

〔註〕湊川神社は是年五月社殿略竣功し社號及神號御下賜の御沙汰を蒙り五月廿四日鎮座式を執行、別格官幣社として創立

の事を遂げしなり。續いて此の光榮に浴す。聖旨の優渥畏き極なり。宣命を左に録す。

宣命

天皇乃大命爾座世掛卷母恩支湊川神社乃大前仁侍從番長從六位堤正誼乎止爲氏白給渡久白佐知食須大八州國乃此國乃此國々乎大御親巡行幸志見行志給止爲氏此處爾至良給賀故爾大前爾御幣帛及御酒御饌奉良志給布天皇乃大命乎聞食世止恐美恐美母白須

明治五年壬申七月八日

明治天皇神戸郵便局御小休所

明治十年一月神武天皇御陵御參拜並に孝明天皇十年祭御親祭の爲大和國及び京都へ行幸仰出され、横濱より高尾丸に乗御ありて海路御西下遊さるゝ事となれり。而して神戸は御上陸御駐泊地と定められ、行在所は神戸郵便局を宛て奉る事と豫定せられたり。抑神戸郵便局は明治四年八月神戸内濱宇治野町に設置せられし大藏省驛遞寮出張所神戸郵便役所に濫觴を發し、八年一月郵便役所を郵便局と改められ、同五月驛遞寮出張神戸郵便局と改稱、榮町六丁目一九三一・三二番地に移轉、十年一月神戸郵便局と稱するに到りたるものにして、局舎位置は當時新設の神戸停車場の北五町、榮町通の西端宇治川筋との角、即現在位置に存せり。然るに御豫定の如く二十四日東京御發輦、横濱より御召船高尾丸に移御あり、御出港ありしが、途中海上波高かりしたため二十六日神戸御入港の御豫定を御變更、志州鳥羽港に御上陸御駐泊あらせられ、翌二十七日鳥羽御出港、越えて二十八日午前七時神戸港に著御遊されたり。依つて御駐泊を御取止めに相成り、即日御上洛を仰出され、

随つて行在所たるべき神戸郵便局は御小休所と變更せらるゝ事となれり。午前九時端船に移御遊され海岸通三番波止場より御上陸、行在所迄の御道筋に小學生並大阪鎮臺兵整列し奉迎する間を御乗馬にて進御、九時二十一分御小休所へ御著あらせられたり。午後二時二十分に到り御馬にて御出發、神戸停車場より汽車に乗御、二時二十七分御發車ありて京都へ向はせ給へり。御小休中播磨國第一大區二小區神田治兵衛母のぶ九十九歳自ら紡ぎし木綿を献上せるを御嘉納あり。又式部助丸岡莞爾を湊川神社に差遣はされ幣帛を奉らしめ給へり。

御駐蹕の光榮に浴したる局舎はその後郵便局の官制の變遷と共にその事業次第に發展し狹隘を告ぐるに到りたるを以て三十八年に改築の舉あり。爲に破却の處分をうけ遂に舊觀を止めざるに到れり。此の時新築されし建築も大正六年十一月火災に遇ひ焼失し、現局舎は同八年九月の建築にかゝる。

尙此の行幸よりの還幸は二月二十一日の御豫定にして再び海路を執られ御乗船のため神戸へ行幸仰出に相成りしが、偶々西南事變勃發せしため、畏くも御豫定を御變更遊され京都御駐輦は半歳の長きに互り七月に及べり。而して七月二十

八日還幸仰出に相成り、午前十一時皇后宮と御同列にて京都を御發輦遊され、正午七條停車場より汽車に乗御、神戸へ行幸あり。神戸停車場内鐵道棧橋に著御、直ちに御召船廣島丸に御乗船、午後三時十分御發船ありて一路横濱へ向はせ給へり。

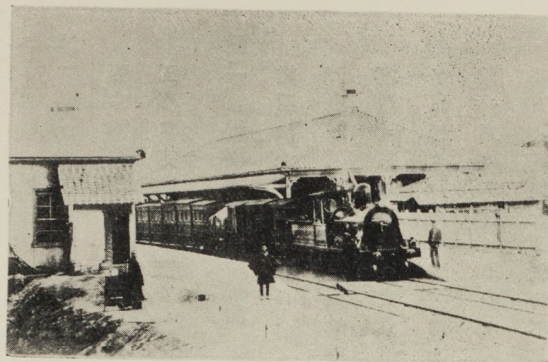
明治天皇神戸驛御小休所

〔圖版第五―第八〕

明治十年一月神武天皇御陵御參拜並に孝明天皇十年祭御親祭のため御西下あり、京都に御駐輦中、二月五日京都神戸間鐵道開業式を御舉行遊され親しく京都大阪神戸の各驛に於ける式典に臨御遊されたり。是より先神戸大阪間鐵道工事は明治四年四月測量著手を以て開始せられ、明治七年五月を以て竣功し運轉行はれたり。大阪京都間はやゝ遅れて著手されしが之も明治九年七月に到り向日町大阪間工事竣成續いて九月京都大宮通に假停留所設けられ向日町間工事も竣功しこゝに初めて京都神戸間鐵道開通を見たるなり。蓋し我國に於ける鐵道開通の最初は明治五年二月開業されし東京横濱間鐵道にして大阪神戸間は之に次ぐものなりき。又既に一月二十八日海路御西下遊されし天皇が神戸御上陸の後御入洛に際し、神戸停車場より御汽車に乗御、京都假停車場まで宸乗ありしは關西に於ける汽車乗御の嚆矢なりき。而して此處に改めて開業の式典を挙げ給ひしなり。是日午前八時四十分京都御所御發輦あり、七條停車場より御汽車に乗御遊され

九時三十分御發車、途中驛に停車することなく十時三十分大阪驛に御著あらせられ下御の上式典に臨御あり。了つて再び御乗車、十一時十分御發車あり、中間停車場には停車せず、十二時十五分神戸停車場に著御遊されたり。此時碇泊の艦船は祝砲を放ち、下御の節は兵庫縣權令及神戸在勤各廳並碇泊艦船奏任官以上奉迎し式部頭之を披露せり。了つて設くる所の式場に入御遊され諸員列立の間に玉座に著御あり。兵庫港居留外國人を代表し兵庫居留地行司議長亞米利加合衆國領事ナサン・ゼー・ニウ・ウィッターより祝詞奏上あり。^(註三)續いて兵庫縣民に代りて兵庫縣權令森岡昌純祝詞を奏上、之に對し各勅答を與へ賜ひ、了つて驛内の一室に入御あり。^(註二)此處にて御晝餐を召され暫時御小休遊されたり。繼て御發車を仰出され鐵道局長の御先導にて再び乗車場に進御、御乗車あり、午後二時御發車、京都に向はせ給へり。而して四時京都停車場に還御あり、此處にて式典に臨御遊され鐵道開業の勅語を賜ひ三條太政大臣の祝詞を受け給へり。^(註一)こゝに開業式の盛儀全く終り還御を仰出され京都御所に御歸還遊されたり。

當時の神戸驛は現在の驛の東約一町の地點に東海岸側を正面として位置し、驛



第五圖 開業當時の汽車

前北側に南面して驛廳舍存せり。御小休所に宛てられしは此の廳舍にして、御座所は北西隅の室に設けられたり。現湊川驛内神戸保線區事務所に用ひられある煉瓦造二階建の建物は即此の廳舍にして、明治二十二年山陽線との連絡のため驛が西方へ移轉せし後、神戸鐵道局經理課話所として使用され來りしが昭和三年鐵道局の大阪移轉後、保線事務所となりて今日に到れるなり。間口十四間奥行八間南側に露臺を附す。當時御使用になりし階下の室は八室に分れ多少舊狀を損せる點あるも略舊態を遺存す。然れ共特に保存を

講ずる事なく現に使用中なり。

驛構内に設けし所の式場は上述の驛廳舍の南方に當り、四方柱八間四面青柴葺にて正面中央を玉座となせり。而して外面三方には幅五間の棧敷を構へ正副戸

長始め入場を差許されたる衆庶の席に宛てられたり。もとより假建築なれば遺存せず。

以上の御遺蹟に就きては未だ記念の施設なきも、本邦鐵道史上よりするも最も記念すべき光榮ある事蹟なれば適當の方法の講ぜられん事を庶幾す。

註一 西京神戸間鐵道開業式ニ賜ハリタル勅語

西京神戸間ノ鐵道工竣ルヲ告ク 朕親シク臨シテ開業ノ典ヲ行フ 汝百官拮据經營此工事ヲ完成シ衆庶ト與ニ慶祝スル事ヲ得ル 朕深ク之ヲ嘉尙ス

註二 兵庫權令森岡昌純祝詞

維明治十年二月五日

天皇陛下 西京神戸間鐵道開業式ニ光臨ス 兵庫權令正六位_臣森岡昌純恭惟國ノ富強ハ運輸ニ基ス 嚮ニ東京横濱間ノ首線ヲ開行シ繼テ本港京坂間ノ工ヲ竣ヘ今日茲ノ盛典ヲ舉行セラル 聖主國ヲ富シ民ニ利スルノ道悉クセリト云ヘシ 古語ニ云始アラサル靡シ克終リ有ル鮮シト仰願クハ
陛下ノ盛德大業乾行不息斯線路ヲシテ長ク東西ニ互リ海内ノ臣民俱ニ其澤ヲ被ラン事

ヲ惟昌純管下人民ト伏シテ冀望スル所ナリ 謹テ祝ス

註三 兵庫港在留外國人代表祝詞譯

日本兵庫ニ在ル大阪兵庫兼帶亞米利加合衆國領事館ニ於テ

一千八百七十七年二月五日

日本皇帝

睦仁聖上陛下

陛下ノ本地ニ幸臨アルヲ奉迎スルハ實ニ外_臣等ノ嘉惠榮譽ニ協ヘル職任ト云フヘキナリ 因テ兵庫港居留人民ノ總代任トシテ恭シク奉迎ノ禮ヲ修ス

抑陛下ノ今回ニ於ルヤ列祖列聖ノ連綿威德ヲ光赫アリシ古來ノ都府ナル西京ノ煥然タル舊宮ニ鳳輦ヲ駐驛アリシヨリ更ニ今變興ヲ本地ニ光臨著御ノ平安ナルヲ辱フス 外_臣敢テ兵庫居留人民各員各ニ代リテ謹テ

陛下ヲ奉迎シ以テ祝賀ノ微衷ヲ恭呈ス

伏惟ニ陛下ノ光臨ヲ全國輿衆ノ中心ナル京都大坂奈良及ヒ兵庫ニ賜フヤ貴國人民ノ情意ニ於テ其歡娛忠誠夫レ歟來テ幾層ノ勢力ヲ感激増進スルモノト云フヘシ 而シテ彼

其蟬集蟻群陛下ヲ奉迎スル如此其旺盛ナルモノハ他ナシ誠實忠直ノ至情逞發シテ以テ陛下ヲ欣慕仰望スルノ表兆タルヤ明ケシ

況ヤ萬機維新ノ光榮タル其制度文物ノ隆盛ナル月ヲ累ネ年ヲ積テ以テ史官ノ記錄ニ止ルモノヲ按スルニ試ニ百年ノ前ヲ以テ之ヲ今世ニ比セハ何止霄壤ノミナラン

陛下ノ聖德偉業ニ於ル之ヲ萬國歴史ニ照シテ實ニ不世出ノ事業ト云フヘキナリ嗚呼國光隆盛ノ徵候タル固ヨリ保證ヲ俟サルナリ外臣等萬里ノ海邦ヲ去テ茲ニ

陛下ノ版圖ニ寄羈ス 毎ニ貴下人民ノ幸福ヲ傍觀スルニ在留日尙ホ淺キノ外臣等各國人民タモ猶且隆治政府ノ光榮景福ヲ荷ハンコトヲ祈望ス

外臣等乞フ祝賀ノ蕪辭ヲ以テ恭ク聖躬皇代ノ萬歲彊リナキト國土人民ノ富饒隆盛和熙安康以テ萬世ニ互ラン事ヲ祈望賛成セント欲スル所ナリ 恐惶謹テ祝詞ヲ奉呈ス

兵庫居留地行司議長

ナサン・ゼー・ニウウィッター

明治天皇對賓館行在所

明治十三年七月廿日山梨縣より長野愛知三重滋賀の四縣を経て京都に到る長途の御巡幸を終へさせ給ひ京都御所に御駐輦遊されし 天皇には海路還幸を仰出され御乗艦のため神戸へ行幸遊されたり。對賓館は此の時行在所として同夜御駐泊の光榮に浴せし聖蹟なり。

對賓館は榮町一丁目五番地の一にあり榮町筋に面し北側に位置せし家屋にして元小野組の所有に屬せしが明治七年同組の破産するや國債局の所有に屬し外人接待その他の公用に使用せらるゝ事となり對賓館の名を稱せられ居りしものなり。此の後一時縣知事の官舎となりしが明治二十一年知事官舎成りし後は一時貸家となり、二十二年に到つて公賣處分に附され石田貫之助敷地建物共に拂下げを受けたり。その後轉じて原六郎の所有に移り更に明治三十九年臺灣銀行の所有となり神戸支店事務所として使用せられしが、大正九年同支店の移轉後取毀たれ、其の後敷地一部は安田銀行に譲渡され同銀行神戸支店の建設を見たり。建

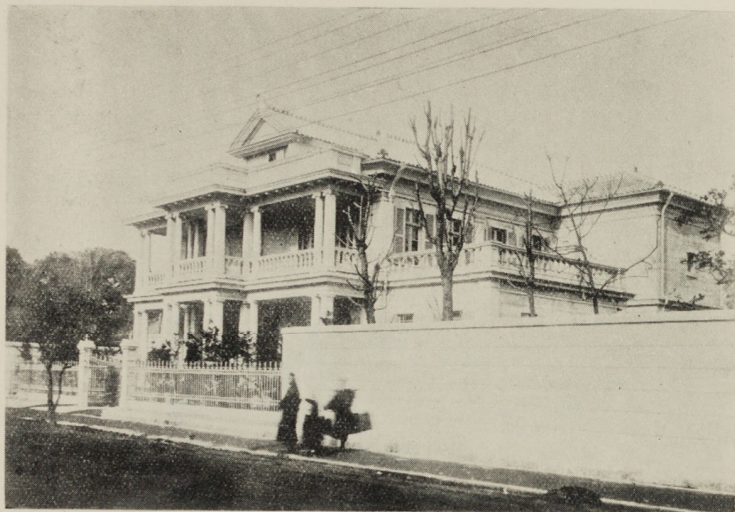
物の形状は纔に寫眞により視知し得るに過ぎず。

御駐輦當日の御模様を顧るに是日午後一時三十分京都御所を七條停車場へ向け御發輦遊され、途中本願寺教校へ臨御あり、四時七條停車場に著御遊され午後四時二十分別仕立御召列車にて御發車、午後六時十分神戸停車場に著御あり、直ちに御馬車を召され榮町を東へ進御、當行在所に著御遊されたるなり。當日隨行の一新聞記者の謹記せる記事に曰く

（朝野新聞第二千五百七十七號所載）
（陪駕の記第三十二報野田千秋記）

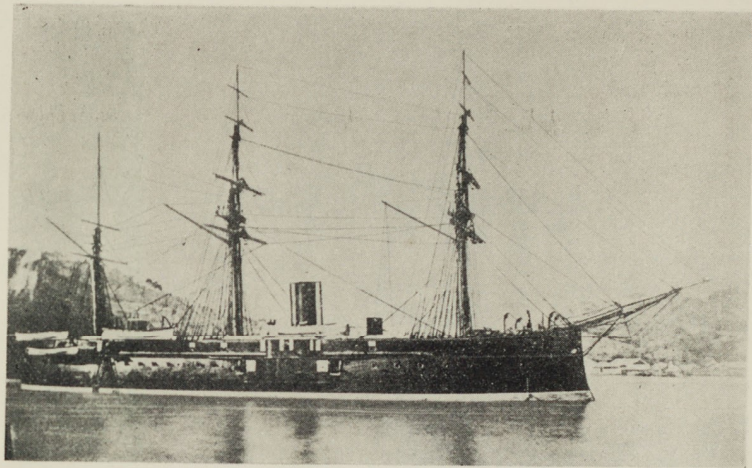
四時廿分七條發の汽車に召され神戸停車場へ御著。此處迄大阪府大書記官兵庫縣令石川縣令高知縣令等供奉、又神戸税關長縣會議員外國各領事支那理事官等奉迎暫時御休息各領事拜謁す。河村參議は樂隊を連れ停車場へ奉迎、樂隊は海岸に整列して樂を奏す。又内外泊船千餘艘より各祝砲を放つ。又各船の裝飾を始め市中の國旗提灯は目ばゆきまでかけ連ね或は山形或は鳥居形、中にも電信郵便警察學校三菱會社等は様々に工風を競ひて飾りをなせり。（中略）當港の賑ひは言語に盡しがたく夜に入り碇泊の船は皆一樣に紅燈を點じ就中御召艦の如きは帆けたまで燈火をあげ、又市中は大路、小路、山上は峰に至るまで處として提灯ならざるは無く其數五萬餘なりといふ。又湊川には兵庫の人民が數萬の提灯を點じたり。

翌廿一日午前七時三十分當行在所を御發輦ありて兵庫縣廳神戸師範學校植物



第六圖 明治天皇行在所對賓館舊狀（臺灣銀行神戸支店代時）

試驗場内物産陳列場及神戸裁判所へそれぞれ臨御遊され、畢つて還御の途次湊川神社境内を過ぎさせ給ひ西行數丁、湊川堤防上迄進御、こゝに車駕を止め給ふ事少時にして鳳輦を返させ給ひ、午前十時三十分再び行在所に還御遊されたり。而して午後二時四十分御發輦、神戸税關に成らせられ便殿にて御小休の後同所波止場より端舟に乗御、御召艦扶桑へ移御、四時御發艦遊されたり。是より先行幸に際し贈正三位楠朝臣正成に贈正一位宣下の有難き思召あり。是日勅使として式部助



第七圖 御召艦扶桑

兼一等掌典丸岡莞爾を湊川神社境内楠公墓所に差遣はされ、位記策命文(註二)を墓前に奠せしめ給へり。尙湊川神社宮司以下の請願(註三)を聞召され裁判所臨御の後、特に車駕を枉げて湊川神社東門より入御、境内を御通輦ありて南正門より出御遊され正成忠戦の地なる湊川堤上迄車駕を進め給ひしは、忠臣楠氏に對する厚き叡慮の程を知るべく眞に畏き極みなり。

註一 策命文

天命乃大命爾坐世贈正三位橘朝臣乃墓乃前爾式部助兼一等掌典從五位丸岡莞爾乎使止爲宣給波久宣留往昔年號乎元弘建武止云志頃
天下亂爾禮人心荒備爾荒備
天津日嗣乃尊支事乎毛知者無志時爾汝命伊清久直久明久

正支誠實乃心乎振起志

皇御稜威乎彌高爾彌廣爾助奉里作奉止良平爲豆家族親族乎引率射向賊等乎伐討末最後爾身歿給比支惟己命乃身歿給比耳爾非受兄弟子孫爾至留爾都我乃木乃彌繼々爾草牟須屍水都久屍乎
天皇乃御楯止爲豆許多乃半乃間吉野乃山乃行宮乎守奉里事母專汝命乃訓爾依豆然在留者曾止常母御思須凡汝命乃皇朝廷爾仕奉里志狀渡天地乃共臣止云布臣乃鑑止在留可止御思須賀爾先年湊川神社乎別格官幣社止定奉給止母加尙不飽足御思須間爾今此所爾至良給布依里特殊留
大命以豆墓爾使差豆更爾正一位乎贈給布故斯狀乎聞食乎聞食止世宣給布
天皇乃大命乎聞食止世宣留

明治十三年七月廿一日

註二 湊川神社より臨幸の願出申請書

太政更張ノ隆運ニ膺リ楠氏ノ精忠節義萬世ニ輝キ眞ニ千歳ノ一人臣子ノ龜鑑ニ候儀ヲ深ク御追賞被爲在
叡慮ヲ以テ社殿御造營湊川神社ト稱號ヲ下シ
賜リ辱クモ之レヲ永世ノ祀典ニ列セラレ深仁鴻澤ノ至リニ堪ス爾來既ニ九年ノ星霜ヲ歷神殿内外略相整ヒ且忠魂貫日義膽蓋世ノ勳蹟追々海外ニ響キ各國人民モ亦之ヲ欣慕

明治天皇對賓館行在所

シテ社頭ニ詣者皆特別表忠ノ御盛典ヲ深ク奉感戴候伏テ以ミルニ明治十年大和行幸

還御ノ日本港停車場ヨリ

御乗艦ノ御路次當社正門迄聊カ七十餘間候間本社エ

御親臨被仰出度云云謹テ請願仕候處御都合モ有之此度ハ

御臨幸不被仰出旨其筋ヨリ御指令ノ趣御通知相成敬承候然ル處這回更ニ

御巡幸被仰出殊ニ

還御ノ節ハ當縣エ

御駐驛ノ盛舉ニ遭逢シ士民恭ク

御親臨ノ

天澤ニ浴シ事業一層ノ進昇ノ幸福ヲ蒙ル可ク欣喜ノ至リニ候付テハ御都合モ被爲在儀

ニハ候得共這回ハ何卒特旨ヲ以テ本社エ

聖上

御親臨被仰出候様懇願ノ至リニ候間御縣ヨリ宜シク御開申可被下相願候抑

御親臨被仰出ニ於テハ本縣ハ素ヨリ宇内ノ士民奉傳承楠氏累世勤

王ノ苦酸者遂ニ今日ノ榮譽ト成ルヲ感激シ益愛國忠義ノ赤心ヲ服膺仕天壤ト共ニ無窮

ノ皇室ヲ奉尊崇當今人道世教ニ於テ幾何ノ

聖恩ヲ可奉蒙儀ト存候間宜シク小官等ノ微衷ヲ御推鑑御執達被下度一社連署此段致請願候也

明治十三年五月

湊川神社主典權訓導

山 平 力 松 ⑩

同 主典少講義

鷺 尾 武 治 ⑩

同 禰宜中講義

上 山 閑 ⑩

同 宮司權大教正

正七位 折 田 年 秀 ⑩

兵庫縣令 森 岡 昌 純 殿

明治天皇臨幸所兵庫縣廳

〔圖版第九〕

明治十三年七月廿一日、山梨三重京都御巡幸より海路還幸の爲神戸行幸の砌、兵庫縣廳は聖駕を迎へ奉る光榮に浴せり。

抑兵庫縣廳々舎は置縣直後坂本村に新築せられ、明治五年初めて神戸へ鳳輦を奉迎せし時には畏くも行在所たるの光榮を得たりしが、其の後日ならずして廳舎新築移轉の議起り、偶々神戸上組地内和蘭領事コルトハルス氏の住宅敷地賣拂の事ありしに依りて之を買收し建繼を行ふ事となり、明治六年一月工事に着手、五月廿四日を以て竣功、上棟式を行ひ同月廿五日移轉せり。是臨幸を仰ぎたる廳舎にしてその位置は現在の本廳舎の位置に當れり。明治三十二年より三十五年に涉りて現廳舎を新築するに當り破却の止むなきに至りたるを以て現存せず。

臨幸當日の御模様を顧るに七月二十日京都御所より御汽車にて神戸へ行幸あり。行在所なる榮町一丁目對賓館に入御遊され御駐泊ありしが、二十一日午前七時三十分行在所を御發輦、榮町を西へ二番踏切を登り長狹通を経て本廳に著御遊

され森岡縣令の御先導にて便殿に入らせられ、少時御小休の後、正殿に出御あり、縣令より祝詞を受けさせ給ひ、了つて縣令の御先導により廳内各課を御巡覽あり、後便殿にて縣令より縣内事情を聞召され、了つて御發輦、次の臨幸所なる神戸師範學校に成らせられたり。



圖 八 第
圖地近附校學範師戶神廳縣庫兵
(在現年四廿治明)

師範學校臨御の後縣營の植物試驗場内に設けられたる物産陳列場を御通覽あらせられたれば其次第を此處に附記すべし。植物試驗場は縣廳の北側即今縣會議事堂の存する地域に明治十年三月より設けられたる殖産事業の施設にして當時廣袤一萬餘坪を有せり。明治十三年縣當局に於て此の場内に縣下農産物の要品を集めて普く一般に示し以て作業者の知識交換の用に供する展覽場を設置せんと議起り、縣會の協賛を得て一棟の陳列場を新築せり。陳列場は共進館とも稱し建坪百二十坪、二階建にして館内は教育器具礦

物農産物製造品・工藝美術書籍展覽所の六區に分れたり。偶々御巡幸の事あり、依つて天覽の儀を乞ひ奉ると共に旨を縣下に布告し諸物産及教育器具等を集め、七月十三日を以て竣功せる會場に展覽して臨幸を待ち奉れり。

是日師範學校臨幸を終へ給ひし後陳列場御巡覽を仰出され、縣令の御先導により師範學校より直ちに進御、書記官、園長等を率ゐて門外に奉迎する内に場内に入らせられ陳列品を御通覽、畢つて御發輦、下山手通を西へ裁判所へ向はせ給へり。陳列場はその後數年繼續したれども十六年六月に到り費目削除の爲め廢止せらるゝに到り、植物試驗場もその後縣會議事堂警察部師範學校體操場等にその境域を割譲し漸時縮少し且つ經營に變遷あり、二十六年に到りて全廢せられたるを以て今舊狀を偲ぶに縁なし。

明治天皇臨幸所神戸師範學校

〔圖版第九〕

明治十三年七月廿一日、山梨三重京都御巡幸より海路還幸の爲神戸行幸の砌、神戸師範學校は兵庫縣廳神戸裁判所と共に聖駕を迎へ奉る光榮に浴せり。

抑神戸師範學校は神戸元町に設置せられたる小學校教員及其志願者養成を目的とせる傳習所に起原を有し、神戸市海岸通辨天濱に移轉後姫路豐岡師範學校を併せ明治十年一月十九日神戸師範學校の名稱に改まり、同年十一月神戸市下山手通四丁目に新校舎を建築移轉せるものにして臨幸を仰ぎたる時は創立後六年、校勢漸く振張せんとするの期に當れるなり。臨御ありたる校舎は木造二階建洋風建築にして南面しその位置縣廳の北西一町に當れり。爾後二十年を経、明治三十二年七月に到り武庫郡御影町に於て新校舎の建築成り、移轉するに及んで破却せられその跡を止めざるに到り、右敷地はやがて兵庫縣立第一神戸高等女學校の校地となり現在に及べり。御影町に移轉せる師範學校は三十三年兵庫縣第一師範學校と改稱せしが、翌三十四年兵庫縣御影師範學校の名を稱するに到り爾來今

日に到れるなり。

臨御當日の御模様を願るに七月二十日京都より御汽車にて神戸へ著御ありて

榮町一丁目對賓館に御駐

蹕遊されたる 天皇には

二十一日朝七時三十分行

在所を御發輦遊され先づ

兵庫縣廳へ臨御あり、畢つ

て前山筋を経て本校へ臨

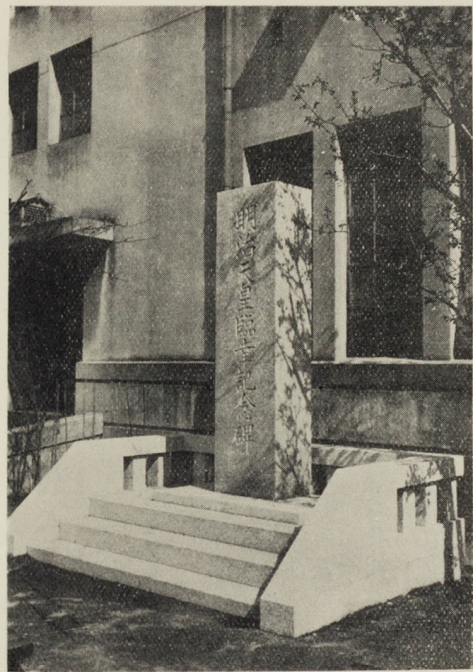
御、書記官、教員生徒等を率

ゐて門外に奉迎申上ぐる

間を縣令校長の御先導に

て便殿に入御あらせられ

暫時宸憩の後講堂へ出御し給ひ、生徒二人の舍密の業を天覽あり、了つて御發輦仰
出され本校東向ひなる植物試驗場内物産陳列場御通覽のため御進發あらせられ



第九圖 明治天皇臨幸記念碑

たり。

尙後刻、校長以下職員及優等生徒は御下賜金金一封拜受の光榮に浴せり。

昭和十一年三月御影師範學校創立六十周年記念事業の一として校舍跡なる兵庫縣立第一神戸高等女學校の一隅に第九圖の如き記念碑を建設し以て此の臨幸の光榮を永久に傳へんと圖れり。碑面の高さ十尺、幅二尺六寸、厚さ一尺五寸にして左の文字を刻す。

(表) 明治天皇臨幸記念碑

(裏) 明治十三年 東駕西巡 七月廿一日 幸臨舊神戸師範學校叡覽理化之業 茲追

思昔日之寵榮欲勒諸貞珉以傳不朽

昭和十一年三月九日

兵庫縣御影師範學校同窓義會建之

明治天皇行幸所神戸地方裁判所〔圖版第十―第十一〕

明治十三年七月廿一日、山梨三重京都御巡幸より海路還幸の爲神戸行幸の砌、神戸裁判所は聖駕を迎へ奉る光榮に浴せり。

抑神戸裁判所は明治五年九月十三日の太政官達に依りて設置を見たるものにして、始め兵庫裁判所と稱し當時坂本村(現神戸地方裁判所所在地)に存せし兵庫縣廳内を區割し廳舎となせしが、縣廳の移轉後該敷地廳舎全部を以て裁判所に使用するに到り、九年九月十三日太政官布告第百十四號及同十月三十一日司法省達第七十三號により九年十月卅日より神戸地方裁判所と改稱、その後一時神戸始審轉罪裁判所なる名稱に變更せられし事ありしも又神戸地方裁判所の稱に復し引續き今日に到れるものなり。廳舎は明治八年に到りて改築擴張の必要迫りたるを以て費用金一萬九千四百四十圓餘にて二階建西洋建築、建坪五百九十三坪二合二勺の新廳舎の建造を見たり。是臨幸を仰ぎたる建物なり。但し門門番家屋土藏物置等は従前のものを残したれば外觀に於て新舊交錯し奇異の觀を呈せし事寫

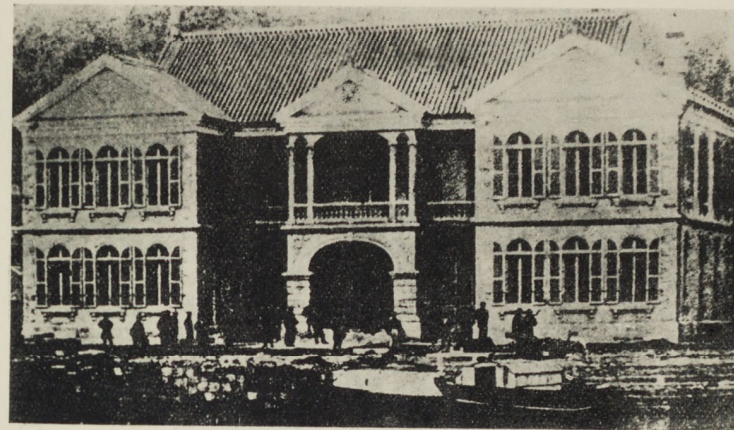
眞に見る如し。此の廳舎は明治三十七年現在の廳舎を建造する際取毀たれ現存せず。

臨幸當日の御模様を顧るに七月二十日御駐輦中なりし京都御所御發輦、御汽車にて神戸へ著御、榮町一丁目對賓館に御駐泊ありしが、是日朝七時三十分早くも行在所を御出門あり、豫て臨幸仰出されありし兵庫縣廳神戸師範學校植物苑内勸業室へそれぞれ臨御あり、了つて下山手通北長狹通を経て當裁判所へ成らせられ判事の御先導にて便殿に入御の後正殿に出御遊されたり。此處にて判事より裁判の事を聞召し給ひ、後各所を御巡覽遊され便殿にて判事を召して裁判所所管事務の事情を聞召され、了つて御發輦遊されたるなり。行在所へ御歸還の途西に隣接せる湊川神社の境内を東門より南門へ御通過あり、更に湊川堤防迄車駕を枉げさせ給ひ、延元の昔楠氏誠忠の事蹟を偲ばせ給ひしは畏き極みなり。行在所還御は十時三十分なりき。

明治天皇神戸税關御小休所

明治十三年七月二十日、山梨三重京都御巡幸より海路還幸の爲神戸へ行幸あらせられ、翌二十一日神戸港第一波止場より御召艦扶桑へ乗御に際し神戸税關廳舎は御小休所となるの光榮に浴せり。

抑神戸税關は慶應三年十二月七日、兵庫港開港と同時に幕府が開港地の外人關係事務を處理し、又内外貿易稅務を執行する爲、兵庫奉行柴田日向守をして神戸村の東部海岸に建設せしめたる運上所にその濫觴を發し、維新後新に設けられし縣廳の前身たる兵庫事務局の所管として翌明治元年二月五日を以て開所され東運上所と稱されしが明治五年五月十三日に到りて官制改正の結果運上所の事務は總て大藏省租稅寮の直轄する事となり、運上所の名稱は廢せられ神戸税關と稱する事と成れり。而して翌六年十二月東運上所を石造二階建上下各百六十坪の西洋建築に改造し税關本局をこゝに置き七年一月二日より開廳せり。その位置は現在の税關本廳舎の北西に當り第一波止場に面し、外人居留地十二番及八十四番



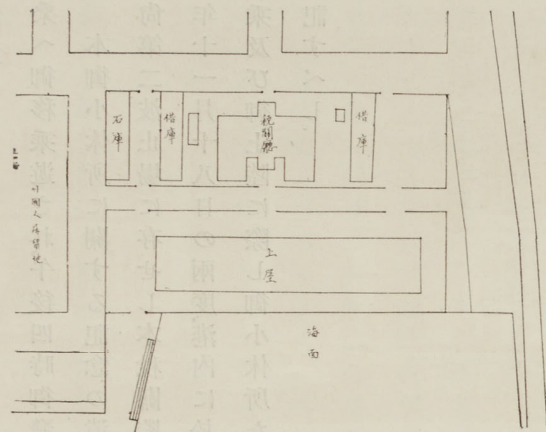
神戸税関舊廳舎 第十圖

の東、百五番、百六番、百二十一番の南に接する地域なり。御小休所たるの光榮に浴せしは此の廳舎に他ならず。其の後此の廳舎は所管事務の擴張の爲狹隘を告ぐるに到りたるを以て擴張増築の事ありしが、主なる部分はよく舊態を保ちて年を閲したり。然るに大正十一年二月十九日、不慮の失火の災に遭ひ悉く烏有に歸せり。依つて同年十一月舊敷地上に假廳舎の建築を見、大正十二年より處を更めて新廳舎の建築に着手、昭和二年三月竣工を見たり。是現本廳舎にして昭和四年六月七日、今上陛下の行幸を仰ぎ光榮の事蹟を更に歴史に加へ以て今日に到れり。

本御小休所は右の如く火災の爲失はれた

るを以て遺憾ながら舊狀を知り難く、加ふるにその地附近が埋立工事等に依りて

明治十一年一月現在神戸港第一波止場敷圖



明治十一年現在神戸港第一波止場敷圖 第十圖

狀況を變ぜし爲、一層往時を偲ぶの緣少し。但し右廳舎創建當時の寫眞及びその所在地附近略測圖の傳はり存するものあり、又廳舎前波止場に設けられありし上屋が現存し纔かに舊態を察するを得。

御小休當日の御模様を顧るに七月二十日京都より神戸に行幸、榮町一丁目對賓館を以て行在所と爲し給ひ御駐泊、是日朝市内官衙學校へ臨幸を仰出され兵庫縣廳神戸師範學校神戸裁判所に臨御並びに湊川神社境内御通過あり、一旦行在所へ還後の上午後二時四十分御發輦、海岸通を経て税關構内へ南より御馬車のまゝ進御、本御小休所前に整列せる職員の奉迎を受けさ

せ給ひ佐野大藏卿の御先導にて便殿に入御あらせられたり。而して税關長の祝詞奏上を聞召され了つて同所波止場より端船に移御あり神戸港に碇泊の軍艦扶桑へ御移乗遊され、午後四時御發艦一路横濱へ向はせ給へり。

本御小休所に關する記念の遺品は若干の關係公文書の傳はれる他遺存せず。尙第二波止場に存せし本税關監視部廳舎は明治三十六年四月十日及明治四十一年十一月十八日の兩度、港内に於ける觀艦式臨御の爲同所波止場より端艇に御移乗及び御上陸に際し御小休所たるの光榮を得たり。之に關しては項を別にして記すべし。

明治天皇神戸行在所

〔圖版第十二―第十五〕

明治十八年七月より八月に亙る山口廣島岡山三縣御巡幸に際し神戸は再度聖駕駐蹕の光榮に浴せり。即七月廿七日、海路御西下の御途次御上陸御駐泊遊され、次いで八月十日山陽道御巡幸の儀を目度終へさせ給ふて神戸に御着泊ありしなり。此の兩度の御駐泊に當りて行在所たるの光榮を擔ひしは神戸市東川崎町なる專崎彌五平宅なりき。而して右邸宅はその後、日ならずして神戸御用邸と定められ、爾來屢鳳輦を迎へ奉る事となり神戸市に於ける最も重要な聖蹟となれり。然るに御用邸廢止後その地附近開發の影響を受け變化著しく、爲に舊趾甚だ明徴を缺くに到れり。以下にその敷地建物の舊態及び變遷に就き調査に依り判明せる處を詳述し舊狀を推察せん。

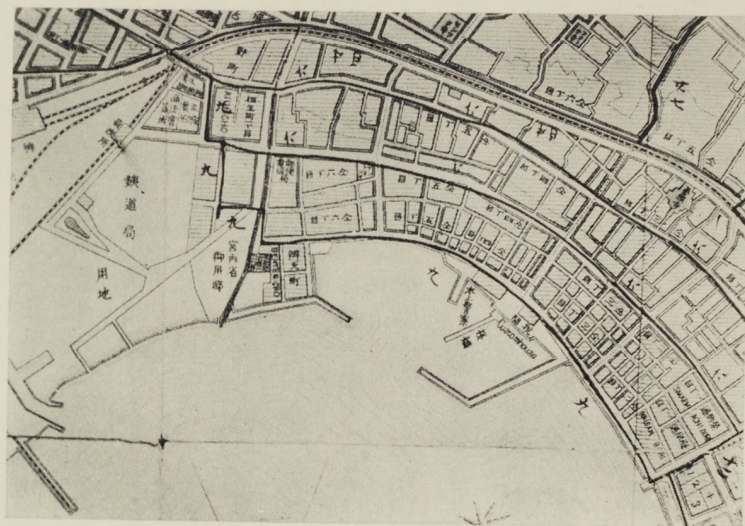
元御用邸(專崎邸)の敷地は往時高濱と稱せし地にして宇治川の川口西岸に位置す。明治三年頃此の地に三井小野島田の銀行が置かれし事あり。四年專崎彌五平此の地を購ふて家屋を建築せり。

十年西南戦役に當つて邸内に兵站本部たる運輸局置かれたり。十三年七月聖駕京都より神戸へ行幸ありて御駐輦遊さるゝに際して行在所として一度擇ばれ諸般の準備に及びしも御都合によりて御取止めとなり對賓館に變更せられたり。十八年初めて行在所となり、翌十九年畏くも御用邸として御買上の榮に浴し専崎氏は其儘御用邸定番として御邸内に居住せり。尙是より先、宇治川口東岸なる三井銀行跡は明治十一年より縣立醫學校として使用せられ居たりしが、十七年宮内省御買上の御沙汰を蒙り、學校建物は神戸商業會議所に下附せられたり。かくして御用邸敷地は四千餘坪を占むる事となれり。

廿九年建物改築の議おこり從來の建物を取毀し同年十一月より新築の工に着手したりしが三十年皇太后崩御の事あつて一時工事は中止せられたり。然るにその後御都合によりて遂に工事繼續に到らずして止み爲に由緒ある建物は失はれたる儘となれり。而して四十年四月二十五日東京市日本橋區江戸橋一丁目一番地三菱倉庫株式會社に御拂下げとなり爾來同會社の所有地として今日に到る。御拂下當時の記録に依るに敷地は海岸通六丁目字高濱拾八ノ壹拾九ノ壹貳拾番

地に於て壹千參百七拾八坪參參、東川崎町一丁目字高濱四拾六番地に於て貳千五百九拾壹坪七勺とあり。尙昭和二年臨港線敷設の爲内壹千五百六拾坪六合八勺は鐵道敷地となり鐵道省の所有地と變更せられたり。

建物は御拂下當時すでに殆んど破却せられ唯石倉一棟を残すのみなりしを以て舊觀偲ぶに縁なく、加ふるに舊敷地の東は宇治川に接し又南は海濱に極めて近くその一部は海岸に臨みしに拘らず現今は宇治川は暗渠となり海岸線は埋立のため遙か遠くなり環境の變化餘りにも甚しき爲、現地に臨んでは殆んど舊狀を想見する事能はず。幸ひにして明治二十六年宮内省御料局の實測にかゝる平面實測圖及兵庫縣記錄中に存する明治十八年の行幸の際作製せられたる行在所御部屋割圖の存するありて敷地建物の狀態を知るを得、現地に就きては石倉の位置より舊位置を推定するを得。以上の資料に依つて推考するに、敷地は宇治川に沿へる邊を長邊とし、現在三菱倉庫株式會社神戸支店事務所の位置を北の一角とし、蟹川筋と臨港鐵道線との交叉點附近を頂點とする略三角形の地を占め、建物は略その中央に位置し門は蟹川筋に面し設けられあり。南東の一角は海に接し此處に



圖地近附(邸用御省內宮)所在行戶神皇天治明 圖二十第
(年四廿治明)

長二十間餘の棧橋の設備あり。家屋は二棟に分れ共に木造日本建築。他に倉庫二あり。母屋は三階建にして御座所には二階を用ひさせ給ひし如く十一疊半の座敷他四間及御湯殿御廁あり。東は北に椽を繞し邸内の庭園及海濱に對す。往時に於ては眺望佳なるものありしならん。別棟家屋は二階建にして御用邸となりし後は専崎家の住居たりしものなり。母屋東側は庭園にして築山泉水等配置せられありしものゝ如し。此の母屋建築地點は現在第六十七倉庫の存する地點及

四六

鐵道敷地の一部に當れり。現存する唯一の遺構なる倉庫は現在石庫と稱せられ第六十二・六十四・六十五號倉庫に圍まれて遺存す。間口七十五尺奥行二十五尺棟高二十一尺五寸、屋根瓦葺壁人造石積の建築なり。石庫の背面に幅一間の空地ありて榎の古木あり。是敷地内に遺存する唯一の樹木なりとす。高さ三十五尺根本徑一尺八寸を測る。尙舊玄關前に存せし蘇鐵を社宅中に移植して保存せるものありしが、昭和十年明治天皇兵庫縣聖蹟保存會は之が譲渡を受け同會明治天皇記念館前に移植、記念物として保存しつゝあり。

當所に聖駕を迎へ奉りしは實に八回の多きを數ふ。以下に此の光榮ある史實に就き記さん。

第一回及第二回の行幸は專崎邸の時代にして前述せる明治十八年夏、山陽道御巡幸の際の事なり。即ち明治十八年七月廿六日東京御發輦、横濱港より御用船横濱丸に乗御遊され御西下あらせられし天皇には翌二十七日午後六時十分神戸港に御安着遊され、直に當行在所裏棧橋より御上陸あつて邸内へ入御遊され御駐泊あり。翌廿八日は午前八時三十分早くも御發輦を仰出され再び邸内棧橋より

端船にて本船に御移乗、御發艦遊されたり。當時の御模様は内閣大書記官として行幸に扈從せる金井之恭氏が後日刊行せる供奉中の日記「西巡日乗」に詳し。左に抄録せん。

二十七日 晴、風波恬靜前日ノ如シ。午前四時志洲大王崎ヲ過ギ、八時遙ニ紀州那知山ノ瀑ヲ望ム。又大島汐見等ノ燈臺ヲ過ギ、午後六時十分神戸港ニ投錨ス。兵庫縣令内海忠勝御船ニ迎候ス。六時五十分登岸。在港諸艦式砲ヲ發シテ安抵ヲ祝ス。山階二品親王、久邇二品親王、滋賀縣令中井弘、京都府知事北垣國道、大阪府知事建野郷三、大阪鎮臺司令官陸軍中將高島鞆之助、及ビ同臺將校、本港在勤判事、檢事、海軍將校、工部驛遞稅關等ノ吏員、京都宮内支廳官員、本願寺住職大谷光瑩等並ニ迎候ス。專崎彌五平ノ宅ヲ行宮ニ充ツ。奉迎諸員ニ謁ヲ賜フ。東京ニ電シテ宸安ヲ報ス。太政大臣亦東京ヨリ招電シテ天機ヲ候ス。是日炎熱夜ニ至リテ消セズ。

二十八日 晴、暑威益々酷。午前八時三十分、行宮ヲ發シ給フ。奉送諸官祝砲等昨日ト異ルナシ。兵庫縣令、書記官ハ御艦ニ詣リテ拜辭ス。九時十分錨ヲ拔ク。直ニ播磨洋ニ向フ。平波常ノ如シ。左轡右嶠、風光絕佳、十時四十分淡路燈臺ヲ見ル。十二時小豆島ヲ經、午後二時大槌小槌二島ヲ過グ。

行在所内の御模様に就きては神戸開港三十年史（明治三十一年刊 村田誠治編）に左の記述あり。

行在所の門前には近衛騎兵整列して不虞を警め、山階宮、久邇宮の奉迎を以て聖上廳て行在所に着かせ給ひけり。行在所は辨天濱、專崎彌五平家宅にして、玉座は二階の極北一室に設く、床の左手には 聖上 皇后の兩影を安置し奉り、其左方に方りて一面の鏡を置き、其後へには一雙の金屏風を引廻らし、床の横手へ御火鉢、御煙草盆等を按排し、金色燦爛たり。四方の柱より柱に互りて白布を曳き張り、玉座の南手なる一室は、天覽の榮を待てる珍品奇器の陳列せらるゝあり、更に西手に廻れば侍從等の詰所ありて、其隣室を供進所に充つ。其より南の室は御便場にして、其西室を御入浴場とす。行在所の玄關には紅白緞子の幔幕を張る、本門は紫と白となり、さて又東南西の檐下には提灯を吊り、二階段、櫓子は白布を以て敷き詰められ、三階の各室には、書畫數十幅を連らね、下室は勅奏任官の詰所にして、庭前の池中には鯛、鯉等悠々噉嚼して天然の逸遊を樂めるを警る。

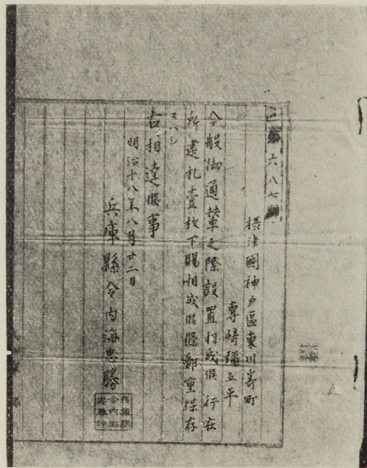
御歸路の御駐輦は越えて八月十日なり。即山陽道を東へ車駕を進め給ひし天皇には盛夏炎熱の候、長途の御旅にも拘らず聊かの御障もあらせられず、八月八日日本縣管内に入御、同夜姫路行在所本徳寺御泊、翌九日は明石行在所、濱光明寺御泊、是日午前七時三十分行在所御發輦あり、舞子、宇山田御小休所、西須磨御小休所を経て

午後零時二十分當行在所に著御あり。是時大阪鎮臺將校海軍士官近府縣長次官京攝地方在勤官吏及供奉の諸官吏は行在所門外に、神戸港駐劄各國領事及碇泊の佛國軍艦乗組士官等は門内に奉迎し、碇泊の軍艦よりは祝砲を放てり。門内通御の刻同艦乗組の將校海軍少將リユニエー以下士官並各國領事等に列立拜謁を賜はりし後、行在所二階の御座所に入御遊されたり。

是日侍從北條氏恭を勅使として國幣中社海神社官幣中社長田神社同生田神社に詣らしめられ又別格官幣社湊川神社に對しては恰も楠公五百五十年祭に當れるの故を以て特に思召を以て同じく勅使を遣はし共に幣帛神饌を進め賜へり。又他方、西四辻侍從を遣はして沿道名勝古蹟舊趾を探らしめ給ひ歌聖人麻呂社敦盛塚、安德天皇内裏趾、鐵拐山、鶴越須磨關、須磨寺、平清盛塔に關し歸奏する所を聞召し給へり。夜七時行在所に於て内海兵庫縣令及池田村野兩書記官へ酒肴を御下賜あらせられ縣令へは御盃を賜はれり。

翌十一日早朝、御發輦に先立ちて海軍省四等出仕石丸安世判事高木勤檢事福鎌芳隆判事松本正忠大阪府大書記官遠藤達兵庫縣警部長脇坂兵太同收稅長賀集寅

次郎神戸區長渡邊弘湊川神社宮司折田年秀長田神社宮司林原吾管長正四位花園澤稱從四位澁谷家教に拜謁を賜ひ午前九時十分行在所を御馬車にて御發輦あり、

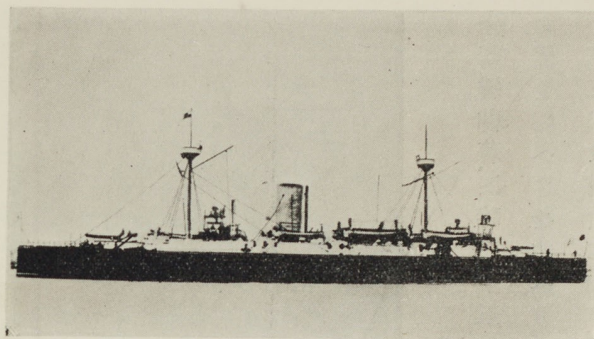


第三十圖 行在所建御札下賜達書

山階宮を始め奉り岡澤陸軍少將在陸海軍將校京都府知事支廳官員兵庫縣令以下官員及び居残りの供奉官一同奉送、兵庫砲臺、碇泊中の佛國軍艦並筑紫艦等の祝砲殷々たる裡に鐵道構内鐵道棧橋より午前九時二十二分御召船横濱丸に御乗船あり、九時三十五分解纜、一路横濱へ向け御出港遊されたり。

翌十二日午後横濱港に著御、三時五十分新橋御著、四時三十五分目出度赤坂皇宮に還御遊されこゝに五旬に近き御巡幸の儀を終へさせ給へり。

第三回は明治二十年孝明天皇二十年御式年祭御親祭の爲、京都市幸を仰出され

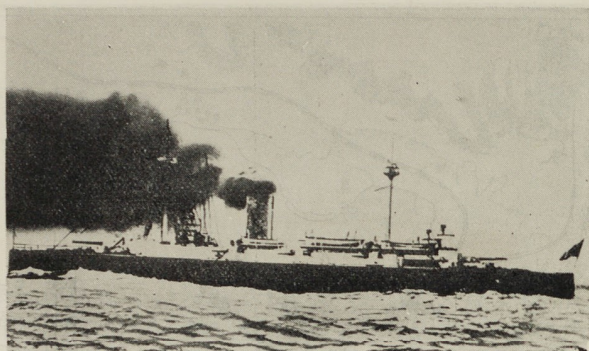


速 浪 艦 召 御 圖四十第

皇后宮御同列にて一月二十五日東京御發輦横濱港より軍艦浪速に乗御遊され御西下、翌二十六日神戸港に御著あり、陸路御汽車にて京都へ向はせられし際の御駐輦にして是御用邸となりて後最初の臨御なり。即二十六日午後零時三十分神戸港に御安著あらせられ少時にして皇后宮と御同船にて小蒸汽船に乗御、當所棧橋より御上陸遊され御小休の後、皇后宮と御同列にて御馬車を召され神戸停車場に御著、各國領事に賜謁あり、午後二時發の臨時列車に宸乗、京都へ向け御出發遊されたるなり。此の行幸よりの還幸は陸路によられ二月二十四日還御遊されたり。

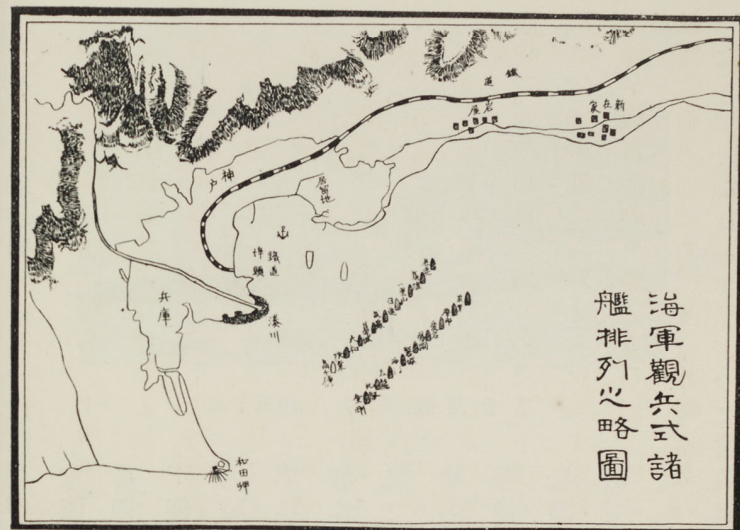
第四回及第五回は明治二十三年四月神戸港に於て海軍觀兵式を行はせ給ひ後吳佐世保兩鎮守府及江田島海軍兵學校へ行幸あらせられし際の事なり。是年三

月二十八日東京御發輦、名古屋に行幸ありて愛知縣下に於て御舉行の陸海軍聯合



穗千高艦召御 圖五十第

すべき事蹟なりとす。了つて常備艦隊司令長官海軍少將男爵井上良馨演習艦隊



明治三十二年神戸港に於ける諸艦観式排列圖 第六十圖

司令長官海軍少將福島敬典、及各艦長等へ賜謁あり、尋て御晝餐を聞召され午後二時御發艦吳へ向け御西下あらせられたり。吳江田島行幸の後佐世保へ行幸、兩鎮守府以下の廳廠への臨幸、御巡視を了へさせ給ひ還幸の途に就かせられ、同月二十八日午前零時神戸港に御著あり、午前八時當御用邸へ御上陸、御小休遊され少時にして御發艦神戸停車場へ成らせられ九時四十分發の御汽車に召され京都へ還幸遊されたり。而して五月五日迄御駐輦あり、六日京都より陸路還幸の途に就かせ給

へり。

第五回及第六回は明治二十四年五月十一日大津に於て突發せし露國皇太子ニコラス親王御遭難事件に際し畏くも御見舞の爲急遽御西下遊されし砌神戸港内碇泊の露國軍艦アゾーバへ御歸艦の親王を御見送のため、及同艦へ臨御のため神戸へ行幸遊されし事なり。即五月十二日早旦東京御發輦、京都へ行幸遊されし天皇には十三日朝ニコラス親王を御宿舎に御見舞遊されしが親王一行が神戸港なる御乗艦アゾーバ號に御歸艦遊さるゝに付き露國側隨員の請願を御嘉納あらせられ遽かに御同列にて神戸へ行幸遊さる旨仰出され、午後三時四十分京都御所を御出門あり、親王の御旅館に御立寄、七條停車場より別仕立汽車に御同乗遊され、四時三十分神戸へ向け御發車、午後六時二十五分三宮驛に御著あり、直ちに御同車にて當御用邸に入らせられ御少憩、聽て御歸艦の親王を當所棧橋まで御見送り遊され午後八時神戸驛御發車、同十時二十分京都に還幸あらせられたり。當日の御模様、官報第二三六三號彙報欄所載の記事に詳し。曰く

御歸艦歡迎概況 兵庫縣神戸市内ニ於テ本月十三日我 天皇陛下行幸及 露國皇太子殿

下希臘國皇族殿下御歸艦ノ節官民歡迎ノ概況ヲ舉クレバ同日午後六時三十分 天皇陛下
皇太子皇族兩殿下御一同同市三宮停車場へ著御榮町宇治川通東川崎町宮内省御用邸ニ
入御文武高等官及諸官衙吏員市會議員縣立師範學校職員生徒等一同御用邸門前ニテ奉迎
兩殿下ニハ同邸裏棧橋ヨリ短艇ニ召サレ御歸艦 陛下ニモ同棧橋際ニ出御御見送り遊ハ
サレ文武諸官吏モ亦扈從シテ奉送 陛下ハ同邸御小休ノ上午後八時神戸停車場御發車御
歸京遊サレ前記諸官吏議員職員生徒等ハ同御門前及同停車場ニ於テ奉送セリ。此日神戸
市ニ於テ其筋ノ急報ニ接シ始テ行幸及御歸艦アラセラル、ノ御模様ヲ拜承セシハ殆ト午
後三時四十分頃ニシテ各學校其他有志者等へ通知スルニ違アラス、纔ニ市會議員へ急報セ
シノミ、縣立商業職員生徒ノ如キ神戸停車場前ニ整列奉待セシモ御道筋ニアラサリシヨリ
空シク歸校セシ等前日ノ歡迎ニ比スレハ大ニ奉迎奉送ノ人員ヲ減セシモ市内各戸ハ孰レ
モ國旗ヲ掲ケ通御御道筋ニハ清水ヲ撒布シ夜間湊川尻ニ於テ無數ノ球燈ヲ吊シ烟火數十
本ヲ打揚ケシ等到處歡迎ノ意ヲ表セリ。

不測の不祥事件に際會し國民上下を擧げて不安焦慮に陥りし時、畏くも深く聖
慮を勞し給ひ至尊の御身を以て機宜の處置に躬ら當らせ給ひし事誠に畏き極み
なるが就中恐懼に堪へざるは五月十九日露國皇太子の御招待に應へさせ給ひて

神戸に行幸、神戸港碇泊中の同殿下御乗艦露國軍艦アゾーバ號へ行幸遊されし事
なり。臨幸の御事情につきては官報二三六五號(明治三十四年五月二十二日)宮廷錄事欄の記述に詳
し。曰く

天皇陛下ハ昨十九日神戸へ 行幸ニ附キテハ初メ同所御用邸へ 露國皇太子殿下ヲ御招
待ノ御都合ナリシニ一昨十八日 同殿下ヨリ

醫師ノ命ニ依リ不本意ナカラ止ムヲ得ス明日 陛下ノ優渥ナル招待ニ赴クコトノ光榮
ヲ失ス特ニ 陛下ニ就キ親シク別ヲ告ケスシテ日本ヲ去ルコト遺憾ニ堪ヘス因テ當方
軍艦内ニ於テ 陛下隨意ノ時間ニ全ク懇親ナル午餐ヲ呈シ度 陛下ノ厚情ヲシテ望外
ニ深カラシメ佳良ノ一報ヲ賜ラハ余ノ感悅至大ナルヘシ

ト御返電アリタルニ附キ 殿下ノ御乗艦「アゾーワ」ニ成ラセラレ御對食尋テ御告別ノコト
ニ御模様替相成リタリ

臨幸當日の御模様を記すに是日午前九時京都御所を御出門、同九時三十分京都發
の汽車に召され神戸驛に著御、當御用邸に入御あり、邸内棧橋より端艇に乗御、午後
零時三十分親王の御乗艦に成らせられ御會食あり、尋て御告別の上午後二時同艦
を辭させられ御用邸に御歸還、御少憩後、同三時神戸驛御發車、五時十五分御機嫌麗

しく京都へ還幸あらせられたり。

以上兩度の行幸は本縣への數次の行幸中に於て特筆に價するものにして當聖蹟の意義を重大ならしむるものなるを覺ゆ。

第七回は明治二十七年日清戦争開戦後間もなく大本營を廣島に進め給ふ爲御西下の御途次の事なり。即九月十三日東京御發輦、同夜名古屋大本營なる東本願寺別院に御駐泊、翌十四日朝名古屋御發輦、午後四時三十分神戸停車場に御著ありて直ちに御馬車を召され同四時三十五分當御用邸大本營に著御、同夜御駐泊ありしなり。此の日は恰も平壤攻撃の開始せらるゝ日に當るを以て御進輦中と雖大本營は極めて緊張せる時なりしなり。侍從武官川島禮次郎氏當日の天皇の御動靜を傳へて左の如く云へり。

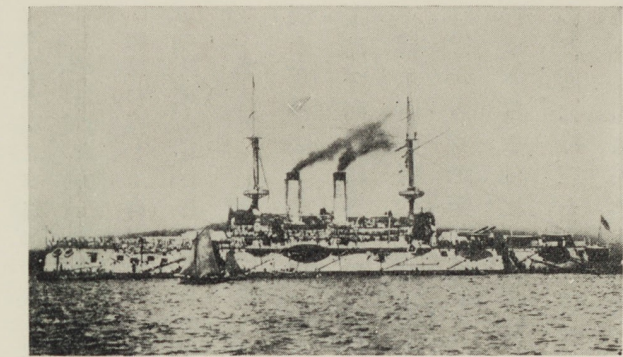
九月十四日、神戸海岸の御用邸に御駐泊の夜、私は侍從武官として當直したが、その夜の印象は今尙深く腦裏に刻まれて大帝の偉大なる御人格を偲び奉るのである。十四日といへば平壤攻撃の開始された日で日清役最初の重大なる戦争の展開される最も意義深き日である。天皇はこの戦争が我が國家にとつて如何に重大なるかを十分御存知のことである。

のみならず當時神戸には支那人即敵國人が五百有餘も残つて居つたために海陸共に嚴重な警戒が行はれてゐた。この際この時、天皇の行在所に於ける御態度は果して如何であらせられたか。折からの仲秋明月、天皇は御座所たる御二階の椽側に進ませられて御機嫌殊に麗しく侍臣數名と共に夜の十時過まで皎々たる明月を賞し給ふた。階下に宿直せる私共の耳に時折高らかなる御笑聲さへ洩れ聞えるのであつた。御心境も亦明月のごとくあらせられたのである。(渡邊幾治郎氏著明治天皇と軍事)

翌十五日は午前七時二十五分御用邸御出門あり、七時四十分神戸停車場を御發車、廣島へ向け御出發遊されたり。廣島著御、大本營入御は夕五時三十分の事なり。

第八回の行幸は越えて明治三十一年十一月陸軍特別大演習御統監のため大阪に行幸ありて大本營たる第四師團司令部に御駐輦、中艦隊運動天覽のため神戸に行幸あらせられし際の事なり。即天皇には十一月十九日午前七時大本營御出門あり、同七時三十分大阪驛御發車、神戸へ向け御進發あり、八時十五分神戸御著、停車場にて御休憩遊され、此の間兵庫縣知事書記官參事官等に拜謁を仰付られ尋て神戸駐在の各國領事に謁を賜ひ各國領事を代表して英國領事の奉れる頌徳表を嘉

納あらせられ畢つて御馬車にて同八時三十五分當御用邸に著御遊されたるなり。



第七十圖 御召艦富士

而して暫時御小休の後八時四十五分邸内棧橋より端艇へ乗御あつて九時軍艦富士へ臨御遊され此處にて常備艦隊司令長官幕僚在港各軍艦長富士乗組高等官に賜謁あり、尋で艦内を御巡覽遊され十時に到り富士八島鎮遠松島橋立浪速高砂、秋津島の各艦拔錨艦隊運動をなすを御閱覽あり、畢つて再び各艦投錨、富士艦内にて御晝餐を召され午後一時御退艦、神戸税關波止場より御上陸遊され税關にて御小休、同一時三十分同所を御發輦あつて居留地を通御、一時五十分神戸停車場御著、暫時御休憩の後同二時十五分發の御汽車にて大阪へ還幸遊されたり。

以上八回に及ぶ行幸の他 東宮皇后宮皇太后宮の行啓を迎へ奉れる事亦尠か

らず。明治二十年一月孝明天皇式年祭に天皇皇后の行幸啓に先立ち英照皇太后宮は十四日海路神戸に著せられ汽車に乗御遊さるゝ前當所にて御小休遊されたり。次いで明治二十四年十一月再び英照皇太后宮の行啓あり。之より先京都に御駐泊中の皇太后宮には還啓仰出せられ奈良大阪を経て十一日神戸へ著御當御用邸に入らせられ十四日迄御駐泊遊され、その間十二日舞子へ、十三日布引瀧へ行啓、十四日桑名に向け神戸驛を御出發遊されたり。

明治二十七年日清戰爭中廣島へ大本營を進め給ふ途、一夜當所に御駐輦ありし事は既に述べしが尋で 東宮及皇后宮の御駐泊ありき。二十七年十一月皇太子嘉仁親王には廣島へ行啓のため御西下あり、十六日神戸著御當所に御一泊の上十七日御發遊されたり。同じく二十四日還御の途御著神あり、當所にて御駐泊翌二十五日御發御東上あらせられたり。又皇后宮には二十八年三月傷病兵御慰問の爲廣島へ行啓の御途次十八日當所にて御駐泊遊されたり。

以上數次の行幸啓に關して記念品の現存せるもの極めて尠し。そは當所が宮内省御用邸なりし故なり。但、明治十八年の行幸は專崎邸の時代なれば之に關す

る遺品僅かに二点なれども神戸市須磨區須磨寺町一丁目專崎正明氏傳へて所藏せり。一は神代杉材にて作り菊花の散し文様を以て飾りたる煙草宮にして御用に供せしもの、他は左の如き行在所建札御下賜の達書なり。

巡第六八七號

攝津國神戸區東川崎町

專崎彌五平

今般御通輦之際設置相成候行在所建札壹枚下賜相成候條鄭重保存スヘシ

右相達候事

明治十八年八月廿二日

兵庫縣令 内海忠勝 印

尙同家には明治十三年七月神戸行幸の際專崎邸が行在所と定められ種々準備を遂げしに拘らず御變更に相成りし爲特に金千圓御下賜の恩命ありし際の御下賜金包紙を保存せり。

當聖蹟は譬へ御建物を失へりと雖極めて重要な御遺蹟なる事以上の敘述にて明かなるべし。然るに現地に於ては三菱倉庫株式會社神戸支店入口に左の如

き記念碑の建設せられ存するある他殆んど聖蹟としての保存顯彰の方法講ぜられざる状態にありて將に湮滅に歸せんとしつゝあるは誠に遺憾に堪へず。

記念碑は高四尺八寸幅方五寸八分にして左の文字を刻す、

(表) 史蹟 明治天皇御用邸址

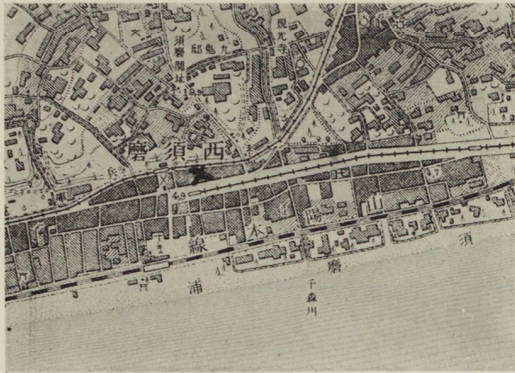
(裏) 大正十三年九月建設 三菱倉庫株式會社

明治天皇西須磨御小休所

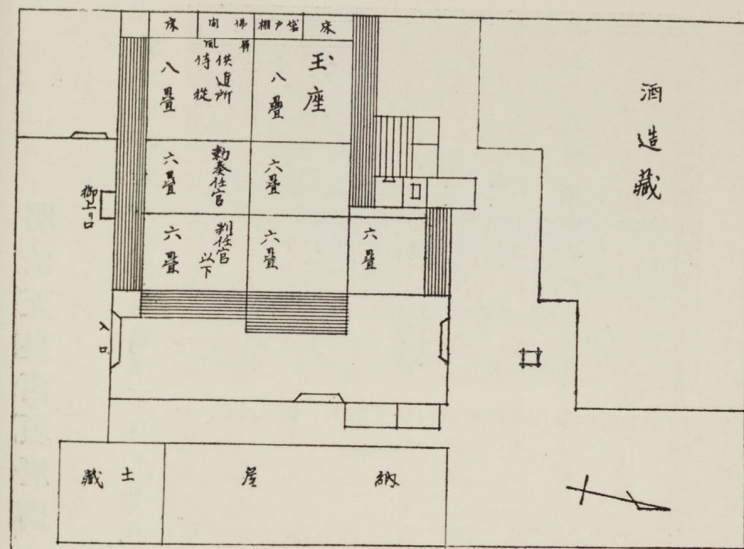
〔圖版第十六―第十八〕

神戸市須磨區須磨浦通四丁目九十六番屋敷にあり。省線須磨驛の北一丁神戸市電須磨停留所の北側に當る。

明治十八年山口・廣島・岡山三縣御巡幸の後、本縣管内山陽道御通輦の砌、八月十日御小休あらせられし處にして御小休御座所たりし直井藤左衛門所有家屋現存す。此の邊先年道路擴張、市電敷設により著しく舊觀を失へるも街道の擴張は南側に於てなされたるを以て直井邸は山陽街道に面したる舊位置をよく維持したるなり。道路に沿ひ南面せる中二階建瓦葺日本建築にして約八十年前の爾來附屬の建物その他に多少



明治天皇西須磨御小休所附近地圖 圖八十第
(圖地一分萬一部量測地陸)



第十圖 西須磨御小休所御部屋割圖 (兵庫縣記録)

の變化ありしも母屋はよく舊觀を保存し今日に到る。御座所に宛てられしは西北隅の八疊の座敷にして西側に床を附し、南は八疊の佛間に續き東は壁、北は廊を隔て、中庭に面す。兵庫縣所藏の御部屋割圖によれば御厠は北側の廊下に續きて設けられし如し。今此の位置に茶室あり。厠は西側に別に作られ此の點聊か舊狀を損ぜり。入口は現在位置よりや、西寄りに存せし由にて之より入御、直ちに南の庭園に面せる八疊、佛間を経て御座所に入らせ給へりと云ふ。

御通輦當日の御模様を顧るにこの日明石行在所なる光明寺を午前七時三十分御發輦遊され垂水村舞子字山田御小休所河合邸にて宸憩の後午前十時五分御發、須磨の浦の風光を御覽遊されつゝ東へ御馬車を進め給ひ、午前十一時三分當御小休所に著御遊されたり。而して宸憩三十分にして十一時三十三分御發輦遊され長途の御旅路の最後の御旅程を急がせ給ひ、午後零時二十分神戸行在所なる神戸市東川崎町専崎邸に著御あらせられ此處に日出度く山陽道御巡幸を終へさせ給へり。

當時の御遺品にして今に傳はるもの僅かに直井家に謹藏する御小休所建札あるに過ぎず。竪二尺二分幅七寸厚さ八分の板に「御小休」と墨書せり。當日門前に立てしものにして後日御下賜相成りたる品なり。南の庭前に記念碑を建つ。高さ五尺八寸幅中央にて三尺七寸、臺石高一尺一寸を測り左の文字を刻せり。

(表) 史蹟 明治天皇御小休所

(裏) 明治十八年八月十日山陽道御巡幸之途次西須磨直井藤左衛門邸御著

昭和三年十一月建之

兵庫縣

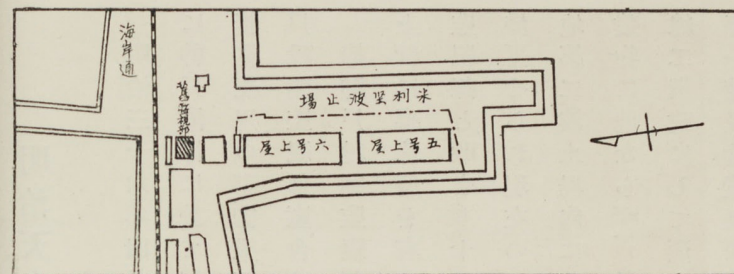
題字 兵庫縣知事從四位勳三等 長 延 連 書

昭和十年三月史蹟名勝天然紀念物保存法に依り邸内實測二十坪一勾は史蹟として文部大臣の指定を受けたり。

明治天皇神戸税關監視部御小休所〔圖版第十九―第廿二〕

明治三十六年四月十日及明治四十一年十一月十八日の兩度、聖上御親臨の下に神戸港沖に於て觀艦式舉行せられたり。此の盛儀に當り御召艦へ乗御の爲端艇御使用の砌、御乗艇並びに御上陸所たりし第二波止場（當時通稱米利堅波止場現在通稱萬國波止場）に存せし神戸税關監視部廳舎は御小休所となるの光榮に浴せり。

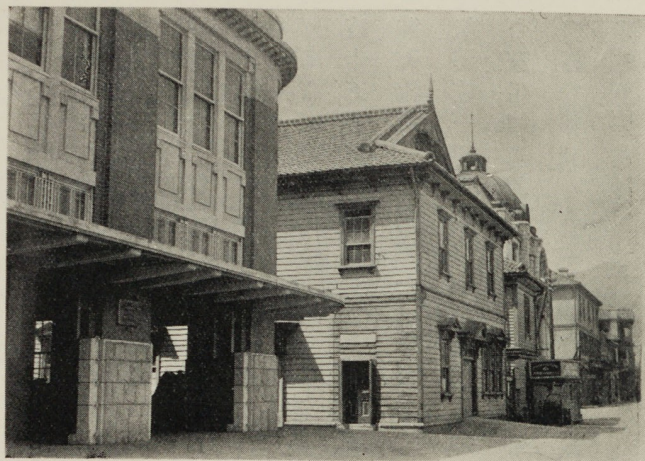
抑神戸税關監視部は關稅警察の事に任ずる爲明治五年始めて設置せられ西運上所に事務所を有せし神戸税關監吏課に濫觴を發し、十年四月職制の改革に依り監視課と改まり、十二年に第三波止場に廳舎新築、その後二十六年に到り課が部と變更せられ現在の名稱となり、廳舎も三十一年五月に神戸市海岸通二丁目十四番地第二波止場内に移轉改築せられしものにして兩度御小休の榮を擔ひしは此の建物に他ならず。其の位置は波止場入口の西側を占め東面す。家屋は木造瓦葺總二階建にして間口八・五間奥行七間建坪六十坪なり。他に水夫詰所平家建十二坪一棟及物置便所木造平家建一棟附屬す。御座所に宛てられしは三十六年行幸



神戸税関舊監視部廳舍位置圖 第二十二圖

の際には階下西南隅の室、四十一年行幸の際には階上東南隅の室なりき。大正十二年此の廳舎南側に接して新廳舎新築せられ移轉せし爲使用止み年を経しが、昭和八年臨港鐵道線の擴張計畫實施の爲移轉の必要生じたり。會、昭和九年一月に設立を見たる明治天皇兵庫縣聖蹟保存會は此の由緒ある建物の永久保存を企て、譲渡を受けて神戸市神戸區山本通五丁目四十四番地に移築、九年十一月十八日その工を竣へたり。爾來同會に於て之が保管に任じ名付けて 明治天皇記念館と云ふ。舊敷地は一部鐵道敷地となりし他は艦船商業組合事務所の敷地となれり。

本建物は移築せられしと雖保存の目的を以て爲されしものなれば二三内部施設に變更が加へられし外殆んど舊狀を損ずることなくよく舊觀を保てり。



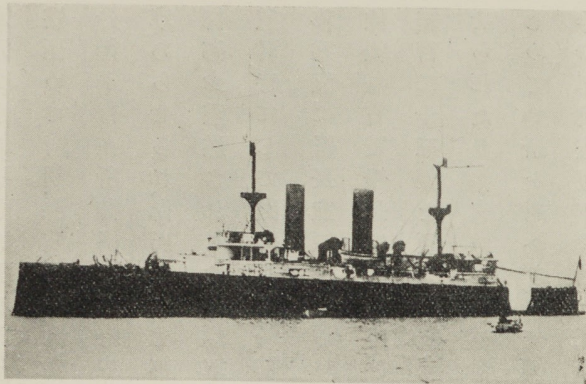
神戸税関舊監視部廳舍舊狀圖 第一廿圖

但し建物の方向は元南面せしを西向きとなせし爲御座所位置は現在には西北隅及階上の西南隅に當れり。階下舊御座所は廣さ八・四坪の洋室にて南壁及西壁に窓を開き北側に入口あり、東方は廣間に隣し兩室連絡のための窓を開き西壁には暖爐を附せり。階上舊御座所は廣さ十七坪にして南壁及東壁に各二つの窓を開き西及北には隣室及廊下に通ずる出入口三つあり(以上方位は舊狀による)。尙此の室に現在用ひられある白レース窓掛は行幸の際に用ひしもの、織物窓掛、及壁紙は當時用ひし品に摸して作りしものなり。此の室には今祭壇を設け天皇の御神靈

を奉齋せり。又隣室には明治天皇・大正天皇の御遺品を陳列し聖德追慕の縁とせり。共に前記明治天皇聖蹟保存會の施設する處なり。以上の他階下の一室が同會事務所に宛てられある以外全館常時使用の事なく専ら保存を圖れり。

明治三十六年の觀艦式當日の御模様を顧るに、四月十日午前七時五十分豫て御駐輦中なる舞子行在、所有栖川宮御別邸を御發駕ありし。天皇には、同八時舞子假停車場發の列車に乗御遊され、八時二十五分神戸停車場に御著車、直に御馬車にて八時四十五分當小休所に著御あり、此處にて三十分間宸憩遊されたり。而して九時十五分第二波止場より御乗艇、御召艦淺間に向はせ給ひ、同三十五分淺間艦に乗御、御休所にて皇族を始め奉り大臣親任官統監審判官同陪從淺間艦長以下同艦乗組將校一同及び兵庫縣知事に拜謁仰付られ、了つて十時十五分艦橋に出御あり、其の際甲板に於て外國公使館附外國武官神戸駐在、外國領事に賜謁あり、聽て淺間は發艦し整列の各艦の前後を航進、御親閱終つて御召艦は再び投錨せり。時に十一時三十分なり。一旦御休所に入御の後甲板にて海軍將官同相當官大演習に參與したる司令長官司令官幕僚司令艦長艇長陪觀勅任官に拜謁仰付られ、尋て大演習

に關する勅語を賜へり。畢つて御休所に復せられ其處にて神戸在泊の外國艦隊



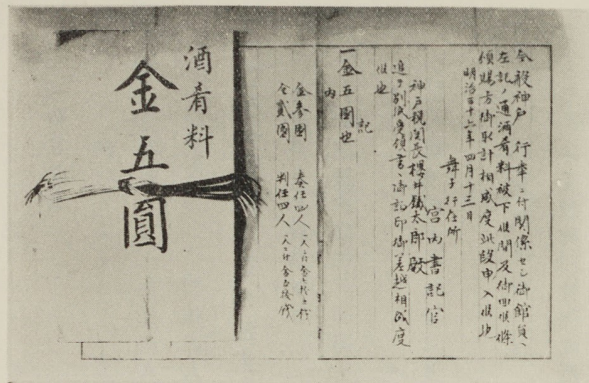
圖二廿第 御召艦淺間寫眞

司令長官司令官に謁を賜ひ、午後零時三十分宴會場に出御あり、午後一時畢つて御休所に入御、同一時三十分御召艇に移御あらせられ第二波止場に向はせ給ひ、同四十五分御上陸再び當御小休所に入御宸憩ありたり。三時五分に到り還御仰出され御馬車にて神戸停車場へ向け御發輦あり、同所御著後直ちに三時二十分發の列車に乗御あつて三時五十五分舞子行在所に還御遊されたり。

明治四十一年の觀艦式當日の御模様は左の如し。即是年十一月、奈良縣下に於て舉行されし陸軍特別大演習を御統裁遊されし

天皇には十五日奈良大本營を御發輦遊され舞子有栖川宮御別邸に著御あつて此

處を行在所として御駐輦あり、越えて十七日神戸港沖に於て觀艦式御舉行の御豫定仰出されしも風雨の爲一日御延引、十八日御舉行遊さるゝ事となれり。是日天候極めて晴朗、海波靜穩、御盛儀に相應しき天候となる。天皇には午前八時二十五分舞子行在所御出門、八時三十分舞子假停車場御發輦あり、九時神戸停車場に御著車あらせられ、御馬車にて第二波止場へ向はせ給ひ九時二十五分當御小休所に著御、御少憩遊され、この時海軍大臣齋藤實、軍令部長東郷平八郎に賜謁ありたり。宸憩暫時にして出御あり、端艇に乗御、御召艦淺間に向はせ給ひ九時四十分同艦に御移乗、直に艦長室に設けられたる便殿に入御あり、尋で在艦の皇族を始め奉り大勲位親任官及艦長に謁を賜ひ、艦橋に出御遊さるゝや、淺間は拔錨して參列の艦艇百二十三隻を順次御親閱あらせらる。畢つて再び投錨、天皇にも一旦入御あらせられたり。次いで再び甲板に出御遊され、司令官各艦艇長統監部員等を集合せしめて勅語を賜へり。午後二時、後甲板宴會場に出御あらせられ賜宴あり。此の時伊藤統監以下大勲位元帥大臣將官同相當官には天杯を賜へり。畢つて御召艦は第二波止場沖迄進みて投錨。天皇は端艇に御移乗あらせられ午後三時五分御



紙包金賜下御及書達賜下御料肴酒 圖三廿第

上陸、再び當御小休所に入御、宸憩十分餘にして三時十五分御馬車にて御發輦あり、

同三十分神戸停車場に御著、直に御汽車に乗御ありて午後四時舞子假停車場に御安著、同五行在所に還御あらせられたり。

兩度の行幸の際御使用の品及びそれに關する公文書は左の數點にして共に神戸税關の所藏にかゝる。

一 御下賜の酒肴料包紙及同上の達書

今般神戸 行幸ニ關係セシ御館員へ左記ノ通酒肴料被下候間及御回候條頒賜方御取計相成度此段申入候也

明治三十六年四月十三日

舞子行在所

宮内書記官

神戸税關長 櫻井鐵太郎殿

追テ別紙受領書へ御証印御差越相成度候也

記

一金五圓也

内

金參圓

奏任四人

一人ニ付金七拾五錢

金貳圓

判任四人

一人ニ付金五拾錢

二 御使用品御下賜の達書

今般奈良兵庫兩縣下

行幸觀艦式臨御ノ節御小休所ニ於テ御用ノ卓子左記ノ通り下賜相成候ニ付及御引渡候也

明治四十一年十二月二日

供奉官宮内書記官 栗原廣太

神戸税關長 齋藤重高殿

追テ拜受證御回付相成度候也

記

一、御料用白木卓 大中小 參脚

三 御料用白木卓 六脚

明治三十六年御小休の際御使用のもの

大 堅 一尺九寸六分、 横 三尺三寸一分、 高 二尺五寸二分

中 堅 一尺六寸、 横 二尺七寸、 高 二尺五寸二分

小 堅 一尺三寸六分、 横 二尺二寸二分、 高 二尺五寸二分

明治四十一年御小休の際御使用のもの

大 堅 一尺九寸五分、 横 三尺三寸、 高 二尺五寸三分

中 堅 一尺六寸二分、 横 二尺七寸、 高 二尺五寸三分

小 堅 一尺三寸二分、 横 二尺二寸、 高 二尺五寸三分

四 御料用椅子 一脚

右の内明治四十一年御使用の白木卓及御椅子は聖蹟保存會にて保管し御座所隣室に陳列せり。

明治天皇行幸所舊岩倉公邸建物

〔圖版第廿二―第廿四〕

神戸市葺合區葺合町字布引山一番地の十にあり。即丸山と稱する高度百四十米の山の頂にして、市電布引停留所の正北約五町の地に當る。

神戸市神戸區加納町一丁目一番地男爵川崎武之助氏の所有並に保管に屬す。

元東京市麴町區寶田町馬場先門内に在りし岩倉具視公邸内の建物にして明治十六年七月、公病篤かりし時、五日及十九日の兩度畏くも御親問の爲めの行幸を仰ぎし光榮ある經歷を有す。同十二日には皇后宮の行啓をも仰げり。此の由緒ある建物が當所に移築せられたる經過を尋ぬるに、公の薨去後宮内省に買上げを受け取毀たれんとしたるを宮内省御用掛多田好問氏が特に請ふて角筈村に移し、公が岩倉村に幽居せられし際その居に名付けし隣雲軒の名を以て稱し保存を圖りしが、同所が新宿停車場敷地となり移轉の必要起りし爲再び澁谷に移築せられたり。而して氏の歿後川崎男爵(先代)の所有に歸し保存の目的を以て神戸に移轉を圖り、同邸所有地なる現位置に移築せるなり。大正十一年七月その工を竣へ六英

堂と稱し今日に到れり。

建物は今南面し亜鉛板葺平家建日本建築にして建坪二十八坪五合、十二疊半二室及鞘間より成れり。數度の移轉に拘らず、常に保存の目的にて爲されたるを以て、外觀は勿論變更を加へらるゝことなく、内部建具類に至る迄悉く舊來のものを、用ひ、總てよく舊態を保存せり。臨御遊されし室は公の病室たりし西側の十二疊半の座敷なり。

臨幸を仰ぎたる前後の状況を、岩倉公實記に依りて覗ふに左の如し。

具視疾篤キヲ以テ車駕臨幸親問シ給フ事

(前略) 二十八日東京本第二還リ以テ臥護ス、上 具視ノ病篤シト聞キ之ヲ診念シ給ヒ侍醫池田謙齋陸軍軍醫監橋本綱常海軍軍醫大監高木兼寛等ニ命シ方成ト更ニ具視ノ本第二留宿シ以テ診治セシメ給フ、「ベルツ」モ亦命ヲ奉シ時々來診ス、七月五日 上 具視ノ病狀ヲ親問シ給ハントス、宮内卿徳大寺實則之ヲ具綱ニ報ス、具綱乃チ具視ニ告ク、具視恐悚具綱ヲシテ實則ニ就キ固辭セシム、具綱未タ門ヲ出テス、車駕既ニ至リ給フ。具綱具經遽ニ出テテ門外ニ奉迎ス、上 正寢ニ入御アラセラル、具視服裝ヲ更メ具綱具經ノ兩人ニ扶ケラレ

テ出テ、謁シ恩ヲ謝ス、上 優渥ナル勅語ヲ下シ給ヒ且御手ツカラ親ク物ヲ賜テ之ヲ存慰シ給フ、具視旨ヲ承ケ感泣袖ヲ沾ス、車駕宮ニ還ル、具綱直ニ具視ニ代リ參朝シテ以テ親臨ヲ辱ウスルヲ謝シ奉ル

皇后宮具視ノ疾病ヲ親問シ給フ事

七月十二日香川敬三(皇后宮太夫) 皇后宮ノ令旨ヲ奉シテ來リ之ヲ具視ニ傳テ曰ク、右大臣疾病未タ快復ニ赴カサルト聞クヲ以テ親問シテ其無聊ヲ慰メント欲ス、右大臣ハ恭敬禮ヲ重ンスルヲ以テ若シ親問スト聞カハ恐ラクハ心ヲ送迎ニ用ヒテ病軀ヲ害セン、是レ親問ノ意ト違フ、宜ク褥室ニ在テ相見ルヘシ、先ツ此意ヲ右大臣ニ告ケヨト、既ニシテ皇后宮本第二親臨シ給フ。具視ハ敬三ニ謂テ曰ク 皇后宮ハ仁愛ヲ垂レテ親臨ノ恩ヲ賜フ、湯藥ノ器具枕衾ノ側ニ狼籍スト雖之ヲ見テ敢テ汚穢ト爲シ給ハザラン、惟恐ル扈從ノ女官之ヲ嫌ハンコトヲ、因テ大夫一人扈從シ女官ハ室外ニ留メ給ハンコトヲ請フヘシ、敬三唯諾シテ將サニ褥室ヲ出テントス、具視又急ニ敬三ヲ喚ビ之ヲ諭シテ曰ク、皇后宮女官ヲ屏ケ獨リ男子ノ褥室ニ入り給フノ例、具視ノ疾病ヲ親問シ給フノ時ニ創マリ他日以テ掌故ト成ラハ則チ具視作俑ノ罪大ナリ、當ニ前請ヲ罷ムヘシ。皇后宮乃チ具視ノ褥室ニ入り臥榻ノ側ニ立タセラレ之ヲ存慰シ給フテ曰ク、右大臣久シク疾病ニ臥スルハ國家ノ不幸ナリ、醫藥効ヲ奏シ一

日モ速ニ復常センコトヲ望ム、頃ロ聞ク所ニ依レハ飲食嚥下意ノ如クナラスト、宜ク耳目ヲ娛マシムルノ玩具ヲ陳ネテ以テ心身ヲ養フヘシ、紅袱ヲ以テ貨ヲ裹ミ盆蘭ニ添ヘテ之ヲ賜フ、具視起座シテ思ヲ謝ス、皇后宮既ニ室外ニ出テ給フ、具視合掌御後ヲ拜シテ以テ奉送ノ意ヲ致ス。

車駕再ヒ臨幸具視ノ疾病ヲ親問シ給フ事

七月十九日具視病革ル、醫官大ニ懼レ以テ其病狀ヲ奏ス、上 宮内卿徳大寺實則ニ勅シ給フテ曰ク 朕親ク前右大臣ト訣セントスト、急ニ鳳駕ヲ命シ給フ、儀衛未タ備ハラス鳳駕既ニ宮門ヲ出ツ、侍從近衛土官纔ニ騎從ス、香川敬三馳セ來リ以テ具視ニ報ス、具視之ヲ聽キ流涕シテ曰ク、寵眷此ノ如シ、何ノ日カ以テ答ヘン、鳳駕既ニ至リ直ニ具視ノ褥室ニ入り給フ、具視首ヲ擡ケ恩ヲ謝シテ曰ク、臣ノ病軀己ニ自由ヲ失ヒ敬禮ヲ致ス能ハスト、乃チ合掌ス、上親問シ給フテ曰ク、前右大臣何如ト、具視對テ曰ク、臣ハ陛下ノ萬歲ヲ祈ルノミト、君臣相對シ復タ他語ナシ、侍者皆暗ニ襟ヲ霑ス。鳳輦宮ニ還リ給フ、皇太后宮ハ典侍萬里小路幸子皇后宮ハ典侍四辻清子ヲシテ具視ノ病狀ヲ垂問セシメ給フ、具視參朝シテ以テ恩ヲ謝シ奉ル。

具視薨去ノ事

二十日午前六時具視病大ニ革リ四肢厥冷シ言語塞澁ス、醫官倉皇其狀ヲ奏ス、六時三十分ニ

至リ病症己ニ危險ニ陥ル、醫官又之ヲ奏ス、上 侍從萬里小路通房ヲシテ本第ニ就キ以テ病狀ヲ垂問セシメ給フ、皇太后宮ハ掌侍錦織隆子、皇后宮ハ掌侍石山輝子ヲシテ亦來リ其病狀ヲ垂問セシメ給フ、皆並ニ物ヲ賜フ、七時四十五分具視終ニ薨ス

此の御親問の御事蹟は北蓮藏氏の謹作にかゝる「岩倉邸行幸」と題する一幅の繪畫となりて明治神宮外苑聖徳記念繪畫館に掲げられ、觀る者聖恩の優渥に感泣せざるなし。

尙臨幸の室には岩倉公の他木戸孝允西郷隆盛大久保利通三條實美伊藤博文の靈牌を祀れり。六英堂の名蓋し之より起る。

昭和九年十一月一日史蹟名勝天然紀念物保存法に依り史蹟として文部大臣の指定を受け標柱及注意札を建設せり。

姫路市

明治天皇姫路行在所

〔圖版第廿五―第卅〕

姫路市地内町一番地、眞宗本徳寺境内にあり。姫路驛の西約十七町に當る。

明治十八年八月、山口・廣島・岡山・三縣御巡幸より還幸の砌、本縣管内御通輦に際し、同八日御駐泊遊されし處にして行在所として御使用の光榮を得し建物は本徳寺庫裡内の新御殿と稱する書院なり。木造平屋建瓦葺にして安政年間建造にかゝり新殿（八疊）二の間（八疊）梅間（六疊）納戸（九疊）の四室あり、境内の西北隅に位置し院内に於ける最も貴重なる建物として皇族及び法主の外一切使用する事なかりしものなりき。御座所は新殿を以て宛てたり。此の室は西面し床書院を有し南及西に幅一間の鞘間を繞らし廊を隔て、庭園に對す。御使用後その光榮を記念するため聖蹟として厚く保護を加へ原狀維持に努め來りし爲完全に舊觀を保存し居りしも、不幸昭和七年十一月二日庫裡より火を發し延焼の厄を受け、屋根の一部を焼損せり。然れ共宏壯なる庫裡全部を焼燼せる猛火よりよく聖蹟を救ひ全